

令和7年第3回八千代町議会定例会会議録（第3号）

令和7年9月10日（水曜日）午前9時01分開議

本日の出席議員

議長（9番）	上野 政男君	副議長（6番）	安田 忠司君
1番	赤荻 妙子君	2番	赤塚 千夏君
3番	榎本 哲朗君	4番	吉田 安夫君
5番	谷中 理矩君	7番	増田 光利君
8番	大里 岳史君	10番	生井 和巳君
11番	大久保 武君	12番	水垣 正弘君
13番	宮本 直志君	14番	大久保敏夫君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	野村 勇君	副 町 長	木瀬 誠君
教 育 長	関 篤君	秘 書 公 室 長	馬場 俊明君
総 務 部 長	生井 好雄君	町民くらしの 部 長	古澤 朗紀君
保健福祉部長	野中 清昭君	産業建設部長	青木 讓君
教 育 部 長	小林 由実君	秘 書 課 長	市村 隆男君
まちづくり 推 進 課 長	斎藤 典弘君	総 務 課 長	鈴木 和美君
財 務 課 長	中川 貴志君	公共施設整備 準 備 室 長	須澤 晃君
税 務 課 長	諏訪 敦史君	福祉介護課長	栗野 直人君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	齊藤 武史君	産業振興課長	為我井 正君
都 市 建 設 課 長	倉持 浩幸君	上下水道課長	秋葉 通明君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	鈴木 佳奈君	総 務 課 主 査	大久保拓哉君

財務課補佐 山中 昌之君

議会事務局の出席者

議会事務局長 飯岡 勝利 補 佐 菊 佐知子
主 幹 秋葉 航

議長（上野政男君） 引き続きご参考をくださいまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長が了承を求める議事日程は次のとおり)

議 事 日 程 (第3号)

令和7年9月10日（水）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第10条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意を申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第8条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては、しないこととされておりますので、ご注意を申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願いを申し上げます。

本日の会議におきまして、町広報PR係による写真撮影を許可いたしましたので、ご了承願います。

ここで脱衣を許可いたします。

日程第1 一般質問

議長（上野政男君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

順序に従いまして質問を許します。

初めに、1番、赤荻妙子議員の質問を許します。

1番、赤荻妙子議員。

（1番 赤荻妙子君登壇）

1番（赤荻妙子君） おはようございます。今回、8回目の一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

朝早くより傍聴にお越しいただきました皆様、感謝申し上げます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に伴い2項目質問いたします。

若年性認知症についてお聞きします。9月は、国際アルツハイマー病協会が提唱する世界アルツハイマー月間であり、9月21日は世界アルツハイマーデーと定められております。日本においても、厚生労働省や自治体、関係団体が連携し、認知症への正しい理解を広げ、偏見や差別をなくし、認知症の人やご家族を支える社会づくりを進めるために、全国各地で様々な啓発活動が行われております。具体的には、講演会やフォーラム、認知症カフェの開催、さらにはオレンジ色にライトアップする取組などが実施されています。

令和2年3月の調査では、発症年齢は平均で54.4歳であり、前回の調査、平成21年3月では51.3歳となっておりますので、3歳ほど年齢は上がっています。原因となる疾患は、アルツハイマー認知症が52.6%、血管性認知症は17.0%、頭部外傷後遺症、前頭側頭葉変性症、アルコール性認知症、レビー小体型認知症があります。本人や配偶者の親の介護が重なる場合には、介護負担がさらに大きくなります。介護者が配偶者に限られることが多いため、配偶者も仕事が十分にできにくくなり、身体的、精神的、経済的にも大きな負担を強いられることになります。高齢者の認知症は女性が多いのですが、若年性認知症は男性が多いのが特徴です。初期段階は、物忘れ、頭痛、目まい、不眠、不安感、自発性や意欲の低下、抑鬱の症状が見られます。進行すると、仕事や家のミスが増え、作業や処理のスピードも低下してきます。異常に気づき、受診しても、年齢的に鬱病、更年期障害と疑われる傾向があります。高齢者の認知症に比べて、制度や支援の対象から漏れやすく、孤立や経済的困窮に直面することも少なくありません。現在、若年性認知症サービス利用の内容を教えてください。

65歳未満で発症する若年性認知症は、全国で3万5,700人、厚生労働省推計とされており、実際には診断を受けていない方も含めると、さらに多いと考えられています。働き盛りの時期に発症することが多く、仕事を続けられなくなり、収入が大きく減少する一方で、医療費や介護費用がかかるなど、経済的負担が非常に重くなってくると思われます。介護保険だけでは支援が不十分な場合があり、本人、家族の経済的な負担があります。あるいは、学齢期のお子さんを抱えるケースもございます。介護と仕事、子育ての両立など、家族の負担は大変大きなものです。家族や介護者への相談支援、レスパイト、休息支援、子育て世帯への配慮、若年性認知症に関する正しい知識や理解を広める周知啓発が重要です。職場や学校、地域社会など、多様な場での啓発強化をすべきと考えます。発症後も働き続けられるよう、今後の支援体制整備、取組を伺います。

小学校における熱中症対策についてお聞きします。近年、地球温暖化の影響で、年々気温が上がり、以前とは全く環境も変化しています。海の気温が上がったこともあり、海の気温の調査のため、実際さわってみたのですが、暖かく感じられました。このままでは、子どもたちの安全確保の早急な対応が必要だと思われます。特にアスファルトの照り返しや日陰の少ない通学路など、子どもたちの体にかかる負担は大きなものです。大人に比べ重症化しやすいと言われています。子どもたちの安全安心な学校生活を守るため、十分な対策が求められていると考えます。上下校時における熱中症対策の現状を伺います。

子どもたちが安全に活動できる環境づくりに向けた設備、運営対策についてお聞きします。教室環境の冷房設備は完了していますか。使用電力や運転経費の増大による運営上の課題は、どのように捉えていますか。併せて、換気や空気循環の確保について工夫はされていますか。体育館、特別教室の大規模な空間では、冷房が十分に行き届かず、熱中症のリスクが高い環境になりやすいのが実情です。ミスト、扇風機の設備や遮熱塗装などの暑さ対策、また水分補給の環境設備は欠かせません。給水器の設備状況や水筒持参のルール、休み時間や授業中の水分補給の取扱い、熱中症予防に関する児童への教育、教職員への研修は、どのように実施されているのか。保健室での応急対応体制や緊急搬送の連携体制。他自治体では、暑さ指数を活用した授業調整や日傘登校の容認といった取組も始まっています。今後、どのように熱中症対策を強化していくお考えか、課題、改善点について教えてください。

以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号1番、赤荻妙子議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、若年性認知症についてお答えいたします。認知症は、一般的には高齢者に多い症状ですが、65歳未満で発症した場合、若年性認知症とされております。全国の若年性認知症の人数につきましては、議員のご質問にもございましたが、国立の日本医療研究開発機構、認知症研究開発事業により、平成29年度から令和元年度にかけて実施した実態調査の結果では、全国で3万5,700人という推計が出ております。18歳から64歳の人口10万人当たりに当てはめますと、50.9の方が若年性認知症というふうに言われておりますし、その割合を当町の人口に置き換えると、約6人が若年性認知症というふうな計算がなされます。実際、当町で若年性認知症として把握している人数としましては、令和7年8月時点で、精神障害者手帳をお持ちの方で2人、また介護保険を利用している40歳から64歳の第2号被保険者の中で認知症の所見がある方が2人で、合計で4人でございます。

ご質問の1点目、現在、若年性認知症サービス利用ですが、平成28年度から若年性認知症の方や家族の方からの相談に対する窓口を都道府県が設置することとされており、関係機関との調整役となる若年性認知症支援コーディネーターの配置が進められています。現在、茨城県におきましては、県の委託事業としまして、精神科医療を専門とする2つの病院に相談窓口が設置され、コーディネーターが配置されております。町の相談窓口としましては、福祉介護課内の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しており、また基幹相談支援センターにおきましては、福祉サービスの利用に速やかにつなげられるよう、4人の相談支援専門員を配置しているところでございます。

若年性認知症の方が利用できるサービスとしましては、認知症と診断され、一定の精神障害の状態にあることが認定されると、精神障害者保健福祉手帳を取得することができます。また、脳血管性認知症やレビー小体型認知症などで身体症状がある場合は、身体障害者手帳を取得できる場合がございます。これらの手帳を取得することで、該当する福祉サービスの利用が可能になるほか、認知症を発症した後も、現在の職場で企業の障害者雇用枠として働き続けることが可能となる場合がございます。そのほか、介護保険制度では、40歳から65歳未満の方が老化による認知症と診断された場合は、2号被

保険者として介護サービスを利用することもございます。

次に、(2) の本人、家族の経済的負担でございますが、若年性認知症の発症年齢は、議員ご指摘のとおり、平均で54.4歳と言われており、本人や配偶者が現役世代であるため、認知症になって失業してしまいますと、経済的に困窮することになります。また、子どもの教育、就職など、家族への影響も含めて社会生活への影響が大きなものとなってしまうこともございます。

そのような経済的負担の軽減を図る制度としまして主なものを申し上げますと、まず認知症で通院治療している方は、公費負担医療制度である自立支援医療の適用を受けることができ、医療機関や薬局で支払う医療費の自己負担が1割に軽減される場合がございます。その自立支援医療では、一月当たりの自己負担額につきましても、世帯の所得や疾病等に応じまして上限が定められており、負担軽減が図られております。

また、全国健康保険協会、または健康保険組合に加入しているご本人が、若年性認知症により仕事を休み、給料が得られないときには、その間の生活を保障するための現金給付の制度としまして傷病手当金の制度がございます。さらに、若年性認知症を原因としましても、一定以上の障害の状態になってしまったときには障害年金に適用され、年金を受けられる場合がございます。そのほか、障害者手帳をお持ちの方は、税制の優遇措置や公共交通料金、施設の利用料の割引等が適用となることがございます。

次に、(3) の今後の取組についてでございますが、町としましては、認知症になっても地域で暮らし続けられる社会の実現を目指し、毎年、認知症講演会や認知症サポート一養成講座を開催しております。その中で、若年性認知症にも触れ、認知症の症状や対応について正しい知識と理解を深めていただけるよう普及啓発に努めているところでございます。

引き続き、若年性認知症の方やご家族に対しまして速やかに援助できますよう、その特性に合わせた事業や福祉サービスを検討するとともに、相談支援体制を整えてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） 議席番号1番、赤荻妙子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

初めに、学校につきましては、子どもたちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うというところでございますが、その基盤として安全で安心な環境が確保されていることが必要でございます。しかしながら、近年、熱中症リスクの高い気象状況が続いていることにより、文部科学省「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」によると、学校管理下における熱中症は、小学校、中学校、高等学校を合わせると毎年5,000件程度発生しているところでございます。

こうした状況の中、当町におきましても最重要事項の一つとして、国、県の熱中症対策ガイドラインやチェックリスト、各種の文書等の通知に基づき、各学校において危機管理マニュアルの中に熱中症対策も位置づけているところでございます。さらに、保護者、学校運営協議会委員、民生委員をはじめ、地域の皆様にご協力をいただきながら、熱中症予防体制の徹底に努めているところでございます。

まず、ご質問1点目の登下校における熱中症対策の現状につきましては、下校の際、校舎外で待機時間を少なくしたり、外での下校集会を行わないようにしているところでございます。また、小まめな水分補給への声かけ、さらにはクールタオル、日傘等の使用の推奨などを進めているところでございます。クールタオル、日傘の利用につきましては、3割から6割と、学校や学年により差が見られます。この現状につきましては、地区内での協力も含め、1つ目といたしまして、暑さが厳しく心配な状況では、保護者の皆様の迎えが多いこと、2つ目といたしまして、放課後児童クラブ利用者も多いということが考えられます。また、厳重警戒や熱中症警戒アラートが発表されているときは、低学年の下校時刻を遅らせ、高学年と一緒に下校させるなどの対応をしているところでございます。

2点目のご質問の設備、運営対策についてでございますが、まず設備については、小学校には児童がより長い時間を過ごす普通教室を優先し、平成30年度に空調設備を設置しているところでございます。また、空調設備を設置していない特別教室につきましては、利用頻度が高い理科室や体育館について、移動式のスポットクーラーを配置しております。冷水機につきましては、全ての学校には設置はしていない状況でございますが、保護者に対して水筒の持参をお願いしているところでございます。

空調機器の使用電力や運転経費等についてでございますが、空調機器につきましては、暑さ指数はもちろんのこと、体感等も重視しながら使用している状況でございます。児童生徒の学習環境の確保、そして命を最優先に考えて対応しているところでございます。

換気や空気循環につきましては、休み時間の換気はもちろんのことですが、授業中にも対角線上の窓を少し開けるなど、効果的な換気を実施し、学習環境の確保を図っているところでございます。

次に、運営対策についてでございます。暑さ指数計により隨時計測をいたし、指数が高い場合には、屋外での活動や屋内での運動も禁止しているところです。また、エアコンの活用、小まめな水分補給、活動内容に応じた随时休憩等の徹底を図り、児童の状況を適宜観察しながら健康管理に努めているところでございます。また、体調が少しでも思わしくないときに、すぐに伝えられる、さらには相互に体調を気遣える環境体制づくりにも努めているところです。

さらに、始業式、終業式、集会等のオンラインでの実施や、空調設備のない特別教室等での授業を普通教室での実施に変更するなど、児童の体調を第一に考え、教育活動を進めているところでございます。

なお、今年度1学期において、熱中症での学校からの救急搬送や重症化した児童生徒はおりませんでした。熱中症ぎみで体調が優れない児童生徒は数名おりましたが、保健室で休ませ、保冷剤で冷やしたり、経口補水液を飲ませたりしながら、いずれも回復に向かうことができました。その際、保護者にも連絡をし、家庭でも様子を見ていただくようになっているところでございます。各学校での予防対策、児童生徒自身の熱中症への意識の高まり、さらには保護者、地域の皆様のご協力のおかげでこのような状況になっているというふうに考えているところでございます。

3点目のご質問、今後の課題、改善点についてでございますが、日差しが強い時間帯での登下校は重篤な事態へつながるおそれが懸念されるため、教育委員会、校長会で検討し、夏休み明けは町統一の下校対策を実施したところでございます。

対策の内容についてでございますが、9月5日まで、先週の金曜日までですが、小学校の下校については、保護者の迎えや放課後児童クラブ利用者以外の徒歩による下校児童につきましては、日中の一番暑い時間を避けるために、5時間の授業の日は学校に待機させ、6時間授業終了後に高学年とともに下校させる対策を実施いたしました。今週からにつきましても、校長会等と連携しながら、下校時刻、日課表の見直し、塩分タブレットの配布や保冷方法など、様々な視点から検討していきたいと考えているところでございます。

引き続き、児童一人一人の大切な命を守るために、安全を最優先に考え、元気に教育活

動を進められるよう、学校、町、保護者、そして地域全体で子どもたちを見守る体制づくりに向け努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。議員各位のご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号1番、赤荻妙子議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

現在、若年性認知症サービス利用、そして2の本人、家族の経済的負担については、先ほど担当部長が答弁をさせていただいたとおりという形になります。

今後の取組についてでありますが、若年性認知症という、そういう言葉をまず理解したほうがいいかなということなのですが、65歳未満で発症する様々な認知症の種類の総称という形になろうかと思います。種類と申しましたのは、先ほど赤荻議員がご説明していただいたとおりであるというふうに思います。2つにこれも区分されていまして、40歳から60歳までに発症した場合は初老期認知症、そして18歳から39歳までに発症した場合は若年期認知症とも呼ばれているという形になります。特に若年性認知症に対する認知度は低いものと認識しております。患者数こそ多くはないものの、働き盛りの世代で発症するため、ご本人だけではなく、ご家族の生活に大きな影響を及ぼす可能性が見られるという形になります。

認知症基本法が令和5年6月に成立し、翌年1月に施行され、それに基づき当町では認知症施策を推進しているところでございます。若年性認知症の方の支援といたしましては、早期発見や早期支援につなげるため、地域包括支援センターを中心とし、障害福祉係、介護保険係、八千代町基幹相談支援センターと連携を図るとともに、ご本人やご家族、または住民の方に若年性認知症の理解を深める周知啓発、福祉サービス等の充実を今後も推進してまいりたいと考えております。また、若年性認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていく町にしていきたいと、このような考えを持っております。

以上、答弁とさせていただきますが、引き続き住民の方々への若年性認知症及び対策の周知を図りますとともに、特性に合わせた事業や福祉サービスを検討してまいりたいと考えております。

具体的に、この流れとして私の考え方としましては、認知症の方の生活のしづらさというものは、病気の特性から周りの人を含めた環境との関係に大きく影響されるという認識を持っております。そして、本人を抜きにこれを考えることはできないというのは一つあると思います。さらに言えば、認知症の本人の意見を把握し、本人視点を認知症施策の企画立案や評価に反映することが必要になる、このような順番になろうかと思います。そして、我々は、人として当たり前の権利を得るために必要な支援を行う、このような流れを確立していくことがこの対策ということに具体的にはなろうかというような考えを持っております。

続きまして、小学校における熱中症対策についてというご質問であります、詳細につきましては、ただいま教育長が詳細にお答えさせていただいたかと思います。熱中症は命に関わる問題でありまして、気象庁の発表でも今後真夏日は増える、このような見解を示されています。対策をきちんと考えていくというのは課題になろうかというふうに思います。特に今年の暑さは災害級、こういう言葉が使われるに至っているところから、既に実際に気温が高くなっている、高温化しているわけでありますから、こういうものの対策は十分にやっていかなくてはならないなと思います。

話はそれますが、高温化の一つの流れとしまして米がやっぱりあるのですよね。高温化で「にじのきらめき」というものに品種を変更しました。ところが、それさえ生育が危ぶまれるというような暑さになるということでありますから、人間にとっても大変な暑さの中の生活が予想されるということになります。

近年は、地球温暖化の影響によりまして、年々気温の上昇が著しく、地球規模の猛暑が続いています。今年は、先ほど申しましたように、記録的な暑さになって、今年も熱中症のリスクが高まっていくと認識しております。当町としましては、熱中症対策は児童生徒の安全と学習環境の確保に直結する重要な課題であります、家庭、地域と連携して総合的に取り組むものと認識しております。

独立行政法人日本スポーツ振興センターのデータがございまして、熱中症の発生割合、これがあります。一番多いのは、部活動や課外学習を含む課外指導時、これが全体の65%を占める、こういうデータはあります。そして、町村によっては既にガイドラインというものをつくりられておりまして、そこには認知症に対する認識をもっと高める必要があると、こういう見解が示されている中で、認知症の症状、予防対策、応急処置のポイント、原因を知ること、そのメカニズム、そして備え、このような対策を講じる、こうい

うことも私たちも取り組んでいかなければならないのかなというふうなことを考えております。課題と具体策については、申し述べたとおりという形になります。

熱中症の予防については、国、県の方針や危機管理の指針を踏まえ、学校が地域の実情に応じた柔軟な対応が取れるよう対策を整備していきたいと思います。今後につきましても、あらゆる角度から検討を進めていく必要があると思いますが、先進自治体の対応状況なども参考にしながら、熱中症の予防を徹底してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

1番、赤荻妙子議員。

1番（赤荻妙子君） 若年性認知症について再質問いたします。

若年性認知症は、介護保険が使える年齢に達していないケースが多く、制度のはざまで支援が不足しています。経済的負担の中でも、特に大きいのは収入減少の対応です。介護度が重い方は、排せつがうまくいかないと思われます。さらに経済的な負担が重くなります。おむつ助成検討も含め、具体的な検討をされているのか伺います。よろしくお願いします。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号1番、赤荻妙子議員の再質問にお答えをいたします。

ご質問の内容は、おむつ助成なども含めて具体的な事業は何かあるのかということかと思いますけれども、当町では町独自の事業としまして在宅高齢者等介護用品購入費助成というものを行っております。対象者は、住民税非課税世帯で、在宅で常時おむつ等の介護用品を使用している方となりまして、月に4,000円を助成しております。こちらの事業は、高齢者だけではなく、若い方で障害等によりましておむつを使用している方も対象となっております。

県西地区におきまして、同様の事業の実施状況を見てみると、当町と同じく住民税非課税の方を対象として実施しているものとして、結城市と境町は月5,000円、五霞町は月3,000円、坂東市は月2,500円を助成しております。筑西市におきましては、助成金ではなく、月に1袋分を現物で支給しております。古河市は、住民税課税世帯には3,000円、

非課税世帯には6,000円を助成しております。また、住民税の課税、非課税に関係なく、下妻市は4,000円、桜川市は3,000円、常総市は2,500円を助成しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 最後に再々質問ありますか。

1番（赤荻妙子君） ありがとうございました。

議長（上野政男君） 以上で1番、赤荻妙子議員の質問を終わります。

ここで、答弁関係課長の退場を許可いたします。

次に、8番、大里岳史議員の質問を許します。

なお、大里岳史議員より事前に参考資料の議場モニターへの投影要請がありましたので、これを許可をいたします。

8番、大里岳史議員。

（8番 大里岳史君登壇）

8番（大里岳史君） ただいま議長の指名がありましたので、通告に従い質問させていただきます。

私の質問は、子育て環境の整備についてであり、一問一答で行いますので、明確な答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 最初の質問は、今建設している子育て世代移住促進住宅はなまるハイムについてであります。勉強会や、いろいろな角度からの情報や意見を聞いて、今の八千代町の子育て環境が整っているのか。それに伴い、今建設しているはなまるハイムがあと半年で埋まるのか心配で、この質問にした次第であります。町長は、初日の諸般の報告がありましたが、令和7年8月31日締切りの1次募集で何件の問合せがあり、何件決まったのかお伺いいたします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大里議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1次募集を7月1日から8月31日までの2か月間行いました。その間、入居者募集を行いました。町内企業及び近隣企業にリーフレットを配布するとともに、インターネットや新聞、広告で周知を行った結果、9世帯の申込みがあったという形になります。内

訳としまして、ちょっと参考に申し上げますと、新婚世帯として6世帯、子育て世帯として3世帯、合わせて9世帯ということになっております。県内の隣接市町からの申込み、そして一番遠くは愛知県と、このようなものになっています。14世帯の建物ですから残りは5世帯、5部屋という形になりますが、引き続き入居者募集に力を注いでまいりたいと考えております。

答弁といたします。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） ありがとうございます。町長、ここには、1次募集で満室にならなかつたら2次募集を行うと書いてあります。1次募集は町外のみとさせていただきまると記載がありますが、万が一埋まらないときは八千代町民の方も入居する可能性があるか、お伺いいたします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大里議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

万が一の場合、町内の入居も考えるのかというご質問であろうかと思います。このはなまるハイムを建築した目的は、移住定住というものを考えております。町内の子育て者が少なくなった。子どもの数が少なくなった。ならば、よそから八千代町に来てもらうというのが移住、そして定住してもらうというのが目的でございますので、時間の許す限り町外の方の募集に努めてまいりたいと思います。万が一という話になりますが、万が一の場合は、そのときに至ったときに改めて考えていきたいというふうに思っています。結論としては早めに出していくたいと思いますが、大体人の移動というものは日本の場合、4月1日に大方の人は移動しますので、それに合わせて入居者の方が迷惑かからないような情報提供しながら進めていきたいと考えております。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 町長の答弁がまさしく私は正解だと思います。移住促進がやはり課題なので、それを八千代町が入れてしまうと移住という言葉を外さなければならぬ、私はそう思っております。

ポスターのやつお願いします。私、応募のポスターを見ました。子育て環境にインパクトがちょっと欠けているのかなと私は思っているのです。子育て世代の全力サポート

と書いてあるのですけれども、1歳未満の赤ちゃんに2万4,000円分のおむつクーポン券。第1子から出産奨励金20万円。待機児童ゼロ。第2子以降の保育料無料。18歳まで医療費無料。学校給食費が無料と書いてあるのですけれども、あちこちの市町村勉強したのですけれども、ほぼほぼ他の市町村、全部やっているのですよね。これ全部。給食費無料も。八千代町も子どもが少ないので、幼稚園がありますので、待機がない。私はそう感じたのですよね。

今度ちょっと右上のほういいですか。右上の見出しありですね、私がちょっとクエスチョンになってしまったのは、「“ちょうどいい”がここにある」と載っていますが、ちょうどいいで伸び伸び子育てできるのか私はちょっと理解できなかったのですが、ちょうどいいというのどこを指すのか。ちょうどいいというのは、熱くもない、ぬるくもない。ほかの市町村がやっています。それで、見出しが、誰が考えたのか分からぬでありますけれども、ちょうどいいという意味がちょっと私が理解できなかったので、そこら辺をお伺いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大里議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

確かにこの右上に、「“ちょうどいい”がここにある 八千代町のびのび子育て」と、こういうタイトルを打ったわけであります。ユーミーネット小山店という会社と提携しております。そこと協議してつくって、最終的には私がゴーサインを出したという形になりますが、都市部へのアクセスもありつつ、自然や農産物の恵みも身近にあるといった、都会過ぎず、田舎過ぎずというニュアンス。そして、スーパーや診療所、役場など必要な施設が徒歩圏内に整っている一方で、落ち着いた環境で暮らせるのではないかというようなイメージ。そして、家族向けに十分必要な広さや間取りがあり、子育てに無理なく使える。家賃や生活費が無理なく払える水準で、高過ぎず、安過ぎず、安過ぎないというようなイメージを持っております。子育て世代にとって暮らしやすい、子育て世代のライフスタイルに合致するようなイメージとしてちょうどいいという言葉を使ったのだという形になりますが、ちょうどいいという言葉を辞書で引きますと、適度の、あるいは過不足なく、あるいは適正水準、あるいはほどよい、こういうまるっとした感じといいますか、今の若い人たちに受け入れやすいような言葉を選ん

だというのが実態であります。本来であれば日本一という言葉も使いたかったわけであります、日本一先行して取られておりますので、こういう言葉の中で、八千代町の豊かさとか暮らしやすいものをほわっとしたイメージで訴えさせていただいたというのがこの言葉の使用についてゴーサインを出した理由という形になります。

以上でございます。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 八千代町は、白菜日本一はありますけれども、ほかの日本一はないので、なかなか見出しが難しいというのは分かるのですけれども、町長、インパクトというのは大事なのですよね。インパクトが。子育てするなら八千代町に任せろぐらいの環境整備が必要だと私は思うのです。それに対して私は思うのが、いつも私が一般質問の中で言っているのは、八千代町独自、八千代町独自。さっき保健福祉部長も答弁の中で八千代町独自といつても、ほかやっているのですよね。ほかがやっているのは独自と言わないですよね。八千代町しかやっていないのが八千代町独自と私は捉えているのですけれども、今後、子育て施策で八千代町独自の考えがあるのかないのか、そこら辺をお伺いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大里議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

八千代町の独自性という形でございますが、やはりいろんな自治体が競争のようにこの取組をしている形の中で、八千代町として独自のもの、ほかとの差別化を図るというのは大事なことであるというふうに思っています。例えば日本一という言葉を考えますと、全国のいろんな自治体が日本一子育てしやすいまちという言葉を使っていまして、一体どこが日本一なのだというような形であります、八千代町としては、先ほど大里議員が言われたように農業の町として、私は八千代町に来てくれれば食いっぱぐれがないよというようなことも訴えているところでございます。八千代町は、この豊かな自然環境の中で、そしてコミュニティ活動によって育まれた助け合いの精神が残る。東を見れば、田んぼに筑波山、いい環境であるというふうに思います。そういう八千代が先人の努力によってこれまで育んできた、その財産というものを生かしながらつくっていけばいいと思います。私は、一番に考えているのは、農業というものと教育というもの

と子育てというものを融合させたい、それが八千代町の独自性のある住環境づくりのポイントになるのではないかというふうに思っています。そこをうまく使えればよその自治体との差別化が図れる、このような考えを持っております。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 先ほど町長が14戸中9戸が埋まったと言いますが、まだ私の考えは暫定だと思うのですよね。暫定。近隣で同じ子育て移住促進住宅をやるところが五霞町、つくばみらい市がやると思うのですね。私なりに、頭はあまりよくないのですけれども、勉強したのですけれども、やはり条件や利便性を比べると圏央道というのが一つのターゲットなのかな。圏央道を使って埼玉とか行けます。八千代町からだとやはり境古河インター乗るしかないので、そこら辺の利便性がちょっと劣っているのかなと私思うのですよね。そこら辺が。やはり条件を緩和しながらやらないと、八千代町がやったから、じゃあこうしようって。私が調べた中で五霞町さんは、利便性はいいのですけれども、やはり家賃のほうが高い。苦戦しているという話も聞きました。

先日、月曜日ですか、境町に行ってきたのです。先駆けなので。八千代町と違いで、一戸建てのほうがやはり最後は自分のものになるということで人気はあります。町長考えたのは、八千代町には建てるところがないので、一戸建てでも多分あそこだと7軒か8軒ぐらいしか建たないと思うのですけれども、14戸。そういう考え方だと思うのですけれども、やはり子育て住宅を建てるにおいて環境づくりが一番なくてはならないと私は思っているのです。

そこで、町長、一番私が聞きたいのが、八千代町の子育てとは何歳までが子育てと思うのか、町長の見解をお伺いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大里議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

何歳までといいますと、定義ということで考えますと恐らくはつきりした定義はないのだろうなというふうに思っていますが、私の考えとしては18歳までのお子さんをお持ちの子育ての世代。一応子育て世代という形においては18歳というものを一つの目安にしていきたいというのが八千代町のはなまるハイムの考え方というふうになっているかと思います。いろんな町の状況なんかも調べますと18歳というものは一つの区切りとな

っているというところでございますので、私の考え方としても18歳というのが一つの区切りとして子育て世代という定義を捉えていきたいというふうに考えております。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 18歳までということで、はなまるハイムに入る人限定ではなくて八千代町で子育てしている人も同じですよね。私も今、子育て真っ最中ですが、いつも私の一般質問の中で、私の子育ての経験したことや体育祭のこととか、子育て世代の相談事をこの場でいろいろ例えに出したりやってきました。いろんな子育て世代の親から聞くと、子どもがやりたいことや夢に向かって頑張ることを親なので協力したい。また、やらせてあげたいという親も同じ考えですが、やはり家計の圧迫が問題だとの意見や、クラブチームへの送迎や遠征費の出費。さっき町長言った18歳までだと、高校生だと夢に向かって、野球でもサッカーでもバスケでも強豪チームに行くのですよね。私立は無償化という意見聞きますが、入学金の免除だけで、寮に入るお金がやはり月15万円から20万円かかる、そういう意見があるのですよね。私も先日、盆ですが、自分の世代のクラブチームのバーベキュー行ったときに、県西地区、県外の親もいるのですけれども、そういう話になったときに、子どもが行きたいけれども、家庭のお金の不安で行かせてあげられない、ランクを下げる、そういう意見が多いのですよね。私は、そういう問題を八千代町で解決して、子育て環境の一環として、八千代町はそういう子どもの夢の応援事業をやることが八千代町独自の施策だと私は思っていますが、そこで町長の考えをお伺いいたします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大里議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私も同じような考え方を持っていまして、中でも常日頃から小中学校の入学式等に呼ばれた際はご挨拶の中で、日本や世界で活躍できるような人材を育てていく、そういう教育環境、子育て環境づくりを私は目指しますと、このようなことを述べさせていただいております。つきましては、多くの子どもたちが都会で育つ、あるいはよそで育つ子どもたちに負けないような、あるいは遅れを取らないような、そういう経験ができる。そこに対する支援はきちんとやっていく、そのような考え方であるということを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 町長も私と同じ気持ちでよかったですけれども、先ほど言ったように、子どもの夢を潰す。親の経済負担もありますが、やはり私が言いたいのが高校、18歳までであれば高校に行きたいところに行って、でも行かない人には関係ないという多分町民もいると思うのです。片親とか、いろんな環境で育った中で、私も3年間経験したのがクラブチームの送迎なのですよね。週5日、古河まで行くのですけれども、自分が今仕事で土日キッチンカーとかやっていまして、土日もサッカーの練習試合や大会でいろいろあります。そうしたら、どこに頼るかといったら、じいちゃん、ばあちゃんしかないのですよね。頼るところが。そういうところも町長、子育て環境にやっていくには、やはりどういう環境の中でやっているのか。私は分かりやすく、いつでも聞けるように私の例えを言っているのですけれども、やはり夏は遠征に行って、15万円、20万円かかります。厳しい。同じクラブチームの中で兄弟で行っている。倍なのですよね。そういうのもやはりあるので、私は言いたいのが、高校も、先ほど言ったように、強豪校行きたい、選手権出たい、甲子園出たい、そういう夢があると思うのですけれども、そこに八千代町で投資するべきだろうと私は思うのです。そこでレギュラーになる、なれないはしようがない。どれだけやっぱりそこに集中して頑張ったか。そういう子どもを八千代町がつくっていかなければ世界でも活躍できないのではないかと私は思っております。

そこで、今度は、環境、グラウンドとか、いろんな話にいくのですけれども、八千代町はまだまだやることがいっぱいあると思います。せっかく憩遊館も5億円かけてリニューアルさせますが、憩遊館の敷地の中に、近隣にはないアスレチックや、じゃぶじゃぶ池という滝みたいなのがあるのですけれども、あと、いつでもイベントができるステージを完備した施設を私は同時に工事したほうがよかったのではないかというふうな考えがあります。あと、先ほど言ったように、野球でもサッカーでもバスケでも、運動する公園や体育館の整備は、ずっと私が言っているのは、ナイターワンのグラウンドを造っていただきたい。グラウンドがあればイベントも、暗くなっても電気つければできます。私議長のときに、町長、教育長と東中学校のサッカーで人工芝見に行きました、ついでに。町長も、いいグラウンドだ。やりたい。そういう環境があれば、八千代町ではスポーツ環境が整っている、私はそう思うのですけれども、やはり境町になってしまふのですけれども、見やすいです、この冊子が。月曜日に行ったときにもらってきたのですけれども、スポーツ移住しませんかとか、見出しがすごいですよね。子育て世代部

門、関東の町ナンバーワン。英語、小学校6年生、5級保有率75.5%。開けて見やすいのです。全部。日本チャンピオンというのが境町に移住したので、五、六人ですかね。やはり環境整備というのは一番大事だと思うのが、何年ぐらい前ですかね、砂沼サンビーチのプールがなくなったのは。B&Gではちょっと物足りないし、今、子どもたちは真岡までプール行っているのですよね。1万人プールですか、あれ。万パー、そこに行っているのですけれども、この間も夏休みにせがれを送っていたのですけれども、やはり八千代町の人気が多かった。遊ぶ環境がないからそこへ行かなくてはならない。私が町長に言いたいのが、サンビーチもない。プールがこの辺ないので、そこら辺の大々的な環境づくりを進めていかなければ八千代町に人は来ないと私は思うのですよね。やはり私が言いたいのは、ほかの市町村の子育て環境のいいところをまねをして、毎回言いますが、八千代町独自の考え方や施策をやらないと、どこの市町村も競い合いで、我が町が一番、一番子育て環境がいいとアピール合戦をやっているのですよね。八千代町のよさのPRが私は甘いと思うのです。この間も委員会で言いましたが、昨日も町長がメロンと梨のPR、総理官邸に行きました。そういうやつは早いのですよね。あと、町長いいことやっているのです。ベトナム行かせたり、いろいろいいこといっぱいやっているのです。でも、やはり広報とかPRが遅い。いいことやっているのに、1か月後に7月のを今頃載せたり。最近は言ったので、早いのです。町長、昨日官邸に行ったのは知っています。メロンと梨のPR。そういう八千代町もPRをもっとやらないと、やはり劣ってしまうのかなと。境町のPRすばらしいと思います、私。オリンピックもできる施設が何個もあるのです。いろんな説明も見やすいのです。これいろいろ。負の遺産になりがちという名目で、国からの補助金が総事業の半分、地方交付税措置3分の1。あと、賃貸として回収。お金かかるないように、うまくこういうふうにやらないと、あれだけ建ててしまうと、なかなか境町も難しいと思うのですけれども、やはり勉強することがたくさんあります。境町みたくやれとは言わないです。私が言いたいのが八千代町独自の公園でも、ああ、八千代町行こうよという、そういうPRをやらないと、私は子育て移住促進住宅建ててもなかなか難しいのかなという考えがあります。

あと、先日、私も町民公園で、町長も来ましたけれども、逃走中というイベントに携わっていったのですけれども、その中で私もいろんな人、町内、町外の人と意見交換させていただいたのです。例を挙げますと、町外の人は、こんなきれいな広い公園があったのですね。初めて八千代町にきました。八千代町は、横断するときだけ通る。温泉

があったのですね。町民の方に聞きました。こういうイベントをちょいちょいやつてください。八千代町にこんなに人が来るのだ。給食が足りない。まだまだいろんな意見がありました。でも、八千代町市民も、いいイメージの、これはいいのだよなという意見がなかったのです。やはり私が言いたいのは、生の意見を聞いて改善していったほうが早い。今住んでいる町民の子育て環境をやるのには、八千代町に住んでいる子育て世代によく聞いてやらないと、ほかの人はよかんべという町民もいるのです。ほかやってる余裕あるのですか。何でほかから14世帯で人口増えるのですか。それやるのだったら八千代の私たちにやってくださいよという意見もいっぱいあります。町長は、そこら辺をどう考えているのか、ちょっとお伺いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大里議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

やはり独自性という形の中での取組ということになると、各自治体がこれは競争のようにやっているわけです。境町がいろんな取組をしているのは、これは分かっているわけであります。しかし、私どもの八千代町も、それは地道な形の中で、議会の議員さんのご了承得ながら、予算獲得しながら、大分改善すべきところを少しずつでも改善できてきたのではないかなどというふうに思っています。例えば給食費の無償化につきましては、八千代町はこの地域で早かったのですよね。八千代町がやったおかげでほかもやることになってしまったというような首長の話も聞いているわけであります。

なぜ14世帯というところから子育て住宅を始めたのかといいますと、やはり大きなリスクをしょいたくないというのがまずあったのです。八千代町は、クラインガルテンで見られるように、グリーンビレッジのところにあるクラインガルテン、あれ20棟あるのですが、ここで25年以上になります。ただの1棟も空いたことがない。この八千代町に25年以上の間、ずっと1部屋も空きがなく、週末に都会から八千代町に来て、そこで農業を体験しながら、八千代町の温泉につかり、そして農業を知ることができた。この町は本当にいい町だという評価をいただいています。20人の入れ替わりの方が、ほぼ間違いなく八千代町はいいところだと、このように言ってくれます。その内容としましては、メジャーな観光地よりも、1時間か1時間半程度で来て、そしてゆっくりくつろげる、この町はそういうところに適している。そういう環境が八千代町にありますよと、この

ようなうれしい言葉を残してくれています。

我々は、八千代町も農業のまちとして発展してきた中で、やはり多くの弱点はあるかと思います。例えば交通環境にしても、よくない面も確かにあります。高速道路のインターチェンジもない。鉄道の影響もない。片側2車線の道路もないというのは、この県西地域でただ1つ八千代町。こういう中においても、八千代町の魅力が色あせることはないわけであります。それは一方で、先ほどから申し上げているように、豊かな心を持つ人がおり、そしてまたのどかな風景があり、農業という大きな武器がある、これが八千代町の魅力であるということです。その中においても、線引きという土地の制限がなされているので、早めに仕掛けるためには14世帯という形の中から始めるしかなかったわけであります。私のほうとしては、努力をこの後重ねてまいりますが、恐らく満杯にはなるであろうなという手応えは持っております。それはやっぱりよその地域に住んでいて、思って、八千代町で暮らしてみたい、そのような考えがあつてのことだというふうに思っています。

課題としてまだまだ、子育て環境、遊び場、たくさんものものがあろうかと思います。グリーンビレッジというものは、八千代町の大変な財産という形になっております。ポテンシャルが高い。土地利用を考えますと、これから温泉整備とともに、子育て世代が長い時間そこに滞在できるような環境を整えていってあげたい。まさにそれが八千代町に移住したいというような気持ちになる、根底となる考え方をつくり出せるものではないかなというふうに思っています。八千代町は、まだ磨けば光る、これからどんどん変わっていくであろうなというふうに思っています。しかし、どこの市町村もそうですが、一長一短にできたわけではない。やはり5年なり10年なり、こつこつと努力の積み重ねがそのまちの魅力として出ている、そういうことにならうかと思います。それは、八千代町の農業が証明していると思います。白菜は70年、梨100年、メロン100年、こういう努力の下に改良に改良を積み重ねて一つのストーリーというのができている。八千代町の魅力も同じだと思います。磨いて磨いて磨き抜いて、そしてつくり上げていく、それがこれからの八千代町の姿であろうなというふうに思っています。

答弁とします。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） ありがとうございます。町長とよくしゃべるのは、誰かが町長のときにやらなくてはならない課題がある。町長と私も議長のときよくしゃべりましたけ

れども、今やらなくてはならない問題、課題がたくさんあるのは分かっています。中学校の統合、小学校の統合、公民館もやらなければならない、いろいろ分かれます。やはり優先順位をしつかりまた見直して、やると言つたらやらなくては公約違反とかではなくて、町長が失敗したなという多分案件もあると思うのです。やってしまったから、言つてしまつたから、公約に変えてしまつたから、それをもう一回見直して、さつき言つたように、夢の応援のために、クラブチームのお金を出す応援事業やろう。そういうふうにお金を向けてもらって、町長も、先ほど言つたように、失敗したなというのありますよね。これ言つてしまつたからな、私はあると思うのです。有言実行でやらなくてはならない何でやらないのだと言われるのが町長、首長ですからトップなので、それは分かれます。しかし、今ここで一回ストップかけて見直して、どこにお金使つたほうがいいのか。やはり町民が心配しているのが、学校もやります、小学校も建てます、公民館もやります、憩遊館もやります。いろいろやって、子育て住宅も建てます。そのお金どこにあるのだという町民の声が多くて、私も勉強不足かもしれないですけれども、なかなか説明ができない。私もどこにお金あるのかなというのが本当にあります。しかしながら、子育て環境待つたしなしなので、やはり町長には、さつき言つたように、中学校、小学校でそういう挨拶するというのであれば、そういう応援事業の予算を組んでいただいて、子どもたちのために八千代町はこういうことやつているのだよ。クラブチームの遠征費は半分補助だよ。高校も好きなところ行っていいよ。八千代町を応援するから、そのくらいの子育て環境をつくるべきだと私は思つています。

最後に、町長に言いたいのが、私はお金をつくるのに裏づけというの必要だと思うのです。裏づけ。大里は好き勝手言つてゐるけれども、そのお金どこにあるのだ。八千代町にはふるさと納税もあります。応援したい人はいっぱいいます。

私が言いたいのが、旧中山邸譲り受けました。今まで譲り受けてから伐採や修繕費で2,600万円かかっているのです。あちこち修繕すると2億円からかかる。中を見ると、2億円から3億円かかるのではないのかなという。方向性はまだ決まっていない。私は、伐採するまで旧中山邸はどこにあったか分からなかつたのです。どこに旧中山邸なんかあるのかなと。伐採して、ここなのだと分かりました。そこでイベントやつた人もいます。この間言つたように、瓦おつこつた、何だかんだ。ああいうところでイベントやる自体間違つているのです、そもそも。瓦おつこつてきた。保護者言つていました。潰れないのですか、大丈夫ですかと。私が言いたいのは、旧中山邸に今後2億円、3億円か

かるのであればそれを白紙にして、子育て環境、八千代町の子育てる人に使っていただきたい、私はそう感じています。そこで、ちょっと町長に見解をお聞きします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大里議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

旧中山邸整備につきましては、まちづくり推進という形で進めています、確かに2,600万円ぐらいのお金を今までに使ってきたわけであります。一部国庫補助金もいただいているわけでありますが、旧中山邸の跡地、そして建物については、八千代町においても大変な財産だというふうに思っています。今は、大分雨漏りもしたり、老朽化もしていますが、あの建物の価値というものは大きなものがあって、特に西豊田地区を中心とする地元の皆さんについては、あれを何とか地域の発展に使っていただきたい。あれを整備していっていただきたい、そういう声が私の耳には届いております。

そして、そういう中において、まず今八千代町がやらなくてはならないのは、私が優先順位1番として考えているのは学校の統廃合であり、そして公民館の建て替えという形になります。財源は、これは魔法ではないですから1人で湧いてくるわけではない。こつこつ、こつこつ貯金をして、そしてしかるべきときにゴーサインを出す。議員がおっしゃったように、誰かがやらなくてはならない。そのときは必ず来る。旧中山邸の敷地、建物についても同じという形になろうかと思います。優先順位として先ほど私が申し上げました学校の統廃合と公民館の建て替え、これは緊急を要する、これは多くの方がお分かりいただけると思います。少子化の中で、いかなる教育環境を整えるか。そして、公民館については、既に改修工事さえ、あそこにお金をかけるのは問題だろうなというようなことを専門家から言われ、そういう状況になっています。現代の時代において、一昔前のように、マルチの仕事は今できないというようなことは私はこの席で何回か言っています。選択と集中という形になろうかと思います。その中で旧中山邸は、私の構想としては、西のグリーンビレッジ、東の旧中山邸、これがにぎわいの拠点づくりとなろうなという形で考えているものでございます。1年半、2年近くの検討を要しましたが、まだ改まってはつきりとした使用目的は決まっていないわけですが、工事はいずれにしましても、どのような整備の方向で進めるかというものについての検討ははつきりと進めてまいりたいというふうに思っています。私としては、識者、あるいは

は地元の方の意見、地域の方の意見をよく聞きながら、あの立派な財産をどうやって八千代町のにぎわいづくりに結びつけるか、そのことは真剣に考えていかなければならぬというふうに思っています。そして、いずれ財源的な力が出ましたら、そのときこそ整備に対してのゴーサインを出すべきときが来るのであろうな、このような思いでございます。あれだけの土地、建物は、八千代町でもなかなかない。その中で、町外の方が関心を持って私のところに、あの整備については、私も一緒に入れてくれと、このような形の話も来ています。ですが、私としては、慌てるな。町は町にも順序というものがあって、余力を残しながらやらなくてはならない。例えば今、町には基金も含めて大分積み上げてきたものがあります。しかし、それを全部使ってしまうと災害が起きたときなんかには、町民の方に大変な思いをさせてしまうということあります。私としては、大体一般会計の約1割程度のお金は常に持っていないと、いざというときに町民の方を救うことができない、このような形を考えています。ですが、金額ははつきりとは申しませんが、大分貯金はできております。そして、いつときにその資金を使うのではなくて、世代間の公平性というものを考えたときに、いろんな事業をやる場合、例えば旧中山邸を整備する場合に、やっぱり起債というものの利用価値、国保事業の利用、そういったものが大事になるというふうに思っています。今の現役世代だけに負担を負っていただくわけではなくて、将来の方も、公民館も学校も、例えば公共施設の整備は、それは後年の方も使うわけでありますから、公平な負担割合を考えながら、起債というのも考えながらやっていく。そして、余力を残しながら町の運営に当たる、これが私の責任ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（上野政男君） 8番、大里岳史議員。

8番（大里岳史君） 町長の気持ちは分かりました。私が言いたいのは、旧中山邸も、同じような物件持っている人が前例をつくってしまうと、うちもやってくれよとなる可能性もないとは言えない。前例をつくる前にちゃんとやらないと、うちも譲るからやつてくれよという話も出ないとは限らないので、私が言いたいのはそこなのです。何でもいいやではなくて、私が言いたいのは、やはりそこでお金かける、町長の考えは分かりますけれども、私はやはり言いたいのが、八千代町独自性がないので、そこでお金を使うのであれば、貯金もあるのであれば、その時期、その都度お金を出して、こういうのを募集しますよ、応援事業りますよ、はなまるB A S Eの若い人育てますよ。目に見

えないと分からぬのですよね。冊子だけ見ても多分、私も分からぬところあるので、町民の皆さんもっと分からぬと思うのですよね。いいこと書いているのだろうなと。私も予算見て話しているので、町長もこの一般質問ですぐに応援事業の基金でも何でもやります。いつまでにやります。時期とタイミングなので、もう高校入試も始まりますし、すぐに今3年生は。そういうふうにスピード感持つてやらないと、野村町長になってからスピード感は八千代町は増えたと言っている人いっぱいいます。現に。ほかの首長さんも言っています。野村さんになってからやっているよと言っています。やはり私たちが中で見ていて、もうちょっとスピード感持つて子どもたちのために。私もさんざん言わされました。子どものをやつたって選挙受からないよと言わされました。それでもいいのです、私。それでも4期やっていますから。子どもたちのためにやってもらって、町長。やってくれないから私が、ぎゃんぎゃん言うわけではないですけれども、もうちょっと町民の子育てを大事にしてもらって、ほかから来るのはいいです。ほかより、やっぱりうちの子がかわいいのだからそれと一緒に、子どもたちのために応援事業すぐにでも、3,000万円でも5,000万円でも組んでもらって、子どもの夢をかなえるような環境づくりをしていただきたいと思います。町長、そこだけは早急にお願いします。検討しないでやってください。お願いします。

以上です。

議長（上野政男君） 以上で、8番、大里岳史議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午前10時26分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開をいたします。

（午前10時40分）

議長（上野政男君） 次に、11番、大久保武議員の質問を許します。

11番、大久保武議員。

（11番 大久保 武君登壇）

11番（大久保 武君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一級町道8号線道路改良工事の事業の進捗状況について質問いたします。

一級町道8号線は、若地内の結城一坂東線から東露田地内、栗山地区を通り、筑波サ

一キット南へ通ずる町の中央から南へ抜ける幹線道路です。西方面は、一級町道12号線から広域農道、さらには古河市の名崎工業団地や筑西幹線道路へと通ずる八千代町の産業発展のために重要な道路です。

第1期工事区間である若地内の結城一坂東線から東畠田地内のつくば一古河線までが平成26年4月に開通となりました。この開通により、栗山地区では一日も早い工事着手の期待が高まっています。

そこで、進捗状況をお願いいたします。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 議席番号11番、大久保武議員の通告による一般質問にお答えいたします。

ご質問の一級町道8号線の進捗についてでございますが、一級町道8号線は、議員の質問にありましたとおり、県道結城一坂東線の交差点から筑波サーキット南側十字路までの全長約3.9キロメートルの町にとりまして重要な幹線路線の一つであります。整備の状況としましては、第1工区としまして、県道結城一坂東線から県道つくば一古河線交差点付近までの区間、延長約2.3キロメートルの整備が平成26年4月に完成しております。その後、しばらく事業が中断しておりましたが、平成30年度に地元説明会を開催し、第2工区へ着手してまいりました。この第2工区は、県道つくば一古河線交差点付近から筑波サーキット南側十字路までの区間、延長約1.6キロメートルを整備していくものでございます。平成30年度の着手以降、東畠田地内において地図訂正等がありまして、時間がかかるなど、その速度が少し鈍っておりましたが、昨年度から補助の採択状況もありまして、速度を上げて事業を推進しているところであります。令和6年11月には、地権者を対象に地元説明会を開催し、今後のスケジュールなどにつきましてご説明をさせていただきました。その際には、大久保議員にもご出席をいただき、大変ありがとうございます。その説明会において、第2工区につきましては、栗山地内の六差路までの延長760メートルを第1事業、終点までの延長約852.2メートルを第2事業として進めていくことを説明させていただきました。また、補助事業採択の関係で、道路の構造が片側歩道の幅員約11メートルの道路に変更になることも説明させていただいたところでございます。現在、流末の関係で少し遅れが生じているところですが、ほぼその説明会での提示させていただいた内容どおりに事業は進んでいるところでございます。

具体的に申し上げますと、令和6年度事業としまして、用地測量、土地の鑑定評価を実施しております。そして、令和7年度、今年度は、物件補償算定、排水修正設計、路線測量、用地買収、電柱移設協議、埋蔵文化財試掘調査を実施する予定となってございます。先ほど流末の関係で少し遅れが生じていると説明させていただきましたが、当初、第1事業区内に2か所の流末を設ける計画でございましたが、それを1か所にすることが可能かどうかを判断するため、6月補正で排水修正設計業務委託料を計上し、調査及び設計業務を進めているためございます。納品にはまだなってございませんが、流末を1か所にできる見込みが立ちましたので、今後、地元維持管理組合などへ説明いたしまして、用地買収に入っていきたいと考えております。令和8年度につきましては、まずは栗山地内の流末整備工事より着手してまいります。その後、用地買収の進み具合にもありますが、順次本線工事に着手してまいります。第1事業の完成は、今のところ令和12年度を見込んでおります。なお、第2事業につきましては、第1事業の進捗状況を踏まえ、関係機関と協議を進めながら、早期着手を目指してまいります。

また、道路整備事業に関しましては、多額の予算が必要となりますので、国庫補助金など財源確保に向けて、国、県に対し強く要望してまいりまして、事業を進めていきたいと考えております。

以上、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号11番、大久保武議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

事業の詳細につきましては、先ほど担当部長が答弁したとおりでございます。一級町道8号線は、東は一級町道12号線、筑西幹線道路を経由し、古河市へ、西は、下妻市道を経由し、常総市へと、4市町村間をつなぐ広域的な道路網の形成に寄与する総延長3.9メートルの町にとりまして重要な幹線道路でございます。これまで第1工区につきましては、平成11年度に事業着手し、平成26年4月に完成を迎え、現在に至っております。第1工区完成以降、12号線、筑西幹線道路も含めたこの沿線では、日野自動車古河工場の本格稼働、これ平成29年1月でございます。八千代工業団地において、モスニック茨城工場、これが令和元年9月、そして国産機械株式会社八千代工場、令和2年7月、フ

ジフーズ株式会社茨城工場、令和4年2月が操業開始したほか、筑西幹線道路による流通圏の拡大など、交通情勢を変化させるのみでなく、町政にとりましても大きな変動がございました。ほかにも、沿線には八千代町高校、町民公園、グリーンビレッジ、JA常総ひかり八千代支店、若地区工業団地、八千代病院、筑波サーキットなどがあり、完成すると、地域住民の皆様の利便性の向上はもちろん、通勤、通学のみではなく、観光や産業の発展にも大きな影響を及ぼすものと期待をしているところでございます。第2工区着手まで時間を要したわけですが、私が就任させていただいた以降、この重要な路線の早期完成を目指し、スピード感を持って事業に当たるよう職員に指示しているところでございます。そのような中、地権者の方のご理解をいただくに至り、事業として動き出すという形になったわけでございます。令和6年11月の地元説明会には私も出席しまして、地権者の皆様に対し、直接ご協力、お願いをさせていただいております。その中では、これまで見えなかった新たな道路完成に向けての排水等の問題でしょうか。そういう問題も地元の方から意見として出されておりますので、今後も道路完成に当たっては、幾つかの障害があろうかと思いますが、これはスピード感を持って進めてまいりというのが私の考え方でございます。繰り返しになりますが、この路線の完成は町の成長にとりましても欠かすこととはできませんので、私も国、県への働きかけなど積極的に事業推進に関わってまいりたいと思っております。そして、何としても早期完成を目指していきたい。地域の皆様のためにもそのような考え方でおりますので、引き続き全力を持って対処してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきたいと思います。

(「町長、何メーターだっけ」と呼ぶ者あり)

町長（野村 勇君） 3.9です。

(「3.9」と呼ぶ者あり)

町長（野村 勇君） キロメートル。

(「キロが入ってない」と呼ぶ者あり)

町長（野村 勇君） 抜けてしましました。キロメートルでございます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

11番、大久保武議員。

11番（大久保 武君） この工事は、平成30年5月には第2工区の説明会があり、また第3回は令和2年度、令和6年度にもまた説明会があったのですが、地元の方々、栗山

地区の方は広いのですが、入ってくる道路が狭いということで、できるだけ早く着手していただきたいというふうに私のほうからも強く要望して、終わりにします。

議長（上野政男君） 以上で、11番、大久保武議員の質問を終わります。

次に、3番、榎本哲朗議員の質問を許します。

3番、榎本哲朗議員。

（3番 榎本哲朗君登壇）

3番（榎本哲朗君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問いたします。

最初に、認知症の予防啓発についてお伺いいたします。以前は痴呆という言葉で用いられていましたが、約20年前に現在の厚生労働省の検討会で認知症と決定されて以来、全国へ広まっていきました。老化による物忘れは、高齢者になりますと誰しもが経験することです。例えば広い駐車場のどこに車を止めたか分からなくなったり、財布を置いた場所を忘れ、後から思い出したりすることなど、日常生活にほぼ支障なく、短期間での変化がないのが特徴であるのが物忘れだそうです。しかし、体験全体を覚えていない認知症は、例えば犬やリンゴなど、よく知っているものの名前が出てこなったり、よく行くスーパーで買物をしたが、帰り道が分からなくなったり、入居先の施設に面会に来た家族の名前が出てこなくて面会者の認識もできなかつたり、冷蔵庫から財布が出てくるなど、意外なものが出てくることが症状としての特徴だそうです。この認知症も、健常者が進行していきなり症状が現れるわけではなく、軽度認知障害、MCIという認知症になる手前の段階とされるものが出てきます。軽度認知障害は、厚生労働省の研究チームが発表した推計によりますと、2025年度、本年度、65歳以上の高齢者の6人に1人に当たる564万人が診断されるだろうとしております。記憶力や判断力などの認知機能がやや低下するものの、日常生活には支障がなく、自立して暮らせる状態だそうです。しかし、軽度認知障害が進行しますと認知症になる可能性が高くなりますので、早期の発見や予防への取組が必要とされます。

認知症の原因となる病気は70種類以上あると言われておりますが、その中で代表的な認知症は4つあります。1つは、よく聞かれますアルツハイマー型認知症で、よく耳にする言葉です。初期のうちから記憶障害や見当識障害などの症状が現れ、徐々に着替えや食事などの日常動作が困難になっていくそうです。70歳以上の女性に多く、認知症全体の70%近くを占めております。2つ目は、血管性認知症です。脳卒中によって引き起こされる認知症で、まだら認知症とも呼ばれているそうです。男性に多く、全体の20%

近くになります。3つ目は、レビー小体型認知症です。初期のうちから幻視や妄想といった精神症状や、筋肉がこわばって動作が遅くなるパーキンソン症状が目立つことが特徴で、記憶障害、見当識障害、判断力の低下も現れるそうで、全体の5%程度です。4つ目は、前頭側頭型認知症です。気が短くなったり、万引き、無賃乗車、攻撃的な言動といった反社会的な行為をするため、介護が難しい認知症だと考えられているそうです。毎日同じパターンの行動を繰り返す症状が現れる特徴もあるらしいです。

この4つの認知症の症状以外に、先ほど赤荻議員も質問されていましたけれども、近年増えているのは若年性認知症です。65歳未満で発症する認知症で、全国では4万人近くいると言われております。発症年齢は平均で54.4歳で、そのうち3割は50歳未満で発症しているそうです。多くの人が現役で仕事や家事をしていますので、発症から診断がつくまでに時間がかかることが多いらしいです。

認知症について申し上げましたが、町内の認知症の方の現状について、把握している範囲で結構ですので、お答えください。

毎年9月21日が世界アルツハイマーデーとされております。茨城県では、県民誰もが認知症について正しく理解し、認知症高齢者やその介護家族が安心して暮らすことができる地域づくりを目指しています。平成18年度より毎年9月を茨城県認知症を知る月間として、認知症に対する正しい理解の普及啓発に関する各種広報活動や研修会等を実施していますが、町としてはどのような形で啓発活動を行っているのでしょうか。過去の事例やこれからのお予定をお答えください。

次に、犯罪被害者支援条例についてお伺いします。聞き慣れない条例ですが、これは各自治体が犯罪被害者や、遺族の精神面のケアや生活再建を後押しするために制定するものであり、相談対応、情報提供や助言、関係機関との調整、見舞金の支給などが規定しております。全国では、2024年4月現在で、約5割の市町村で制定しております。茨城県では、2010年に常陸大宮市が施行したのをきっかけに、水戸市、那珂市、行方市、鹿嶋市、潮来市、取手市、筑西市、桜川市、大子町、茨城町の11の市町が制定しております。2025年5月末現在での制定を予定しているのは、結城市、坂東市、大洗町、阿見町の4市町だけで、20の市町村では検討中とのことです。八千代町は、未検討の9市町村の中にはあります。近隣の埼玉県、群馬県、栃木県では、全ての市町村で条例を施行していて、茨城県の少なさが目立っております。この条例を制定しない理由には、被害者からの相談実績がない、人手不足、担当課が分からぬ、そもそも条例を知らないなど

が挙がっているそうです。先ほど名前を挙げた11市町の遺族への見舞金は一律30万円で、重傷病者には5万円から20万円を給付しています。自治体によっては、公営住宅の提供といった居住支援や就職、雇用支援もあるそうです。条例の利点はほかにもあり、被害者や遺族は行政に相談する際には、その都度つらい被害経験を説明する必要がなくなるということです。

昨年の7月、警察庁は、各都道府県などに支援体制を強化するよう通知を出しております。自治体や警察、民間団体が連携して支援することなどが求められております。最近、犯罪の中でも特に重要犯罪、いわゆる殺人、強盗、放火、強制性交等、略取、誘拐、人身売買及び強制わいせつなどや重要窃盗犯、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりなどが増えております。やってはいけないと言われているのに相変わらずマスコミを騒がす飲酒運転ですが、重大事故になると取り上げられる危険運転致死傷罪の被害者も多くなっております。過去には、私の地元の平塚でも殺人事件がありましたが、犯罪に巻き込まれる可能性が大きくなる今の時代には、この条例の早期制定が必要と感じておりますが、町としての動きはどのようにになっているのでしょうか。

また、制定に向けての課題や問題点はあるのでしょうか。はっきりしたお答えをお願いいたします、私の質問を終わります。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

（保健福祉部長 野中清昭君登壇）

保健福祉部長（野中清昭君） 議席番号3番、榎本哲朗議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

私からは、ご質問の1点目、認知症の予防啓発についてお答えをさせていただきます。まず、認知症でございますが、これは正常であった認知機能が脳の病気、障害などの原因によって低下し、日常生活に支障が出ている状態を指し、病名ではなく、特有の症状や状態を総称する言葉でございます。認知症の代表的な種類としましては、議員のご質問でも触れていただいたとおり4種類でございますが、主なものにつきまして、少し説明をさせていただきます。

1つ目のアルツハイマー型認知症は、脳内にアミロイドベータなどの特殊なたんぱく質が蓄積することで、脳神経細胞が損傷し、脳が萎縮することで発症いたします。主な症状としましては、昔のことはよく覚えていますが、最近のことは忘れてしまう。そういうことが多くなり、症状は徐々に進行し、やがて時間や場所の感覚がなくなったり、

状況に応じた判断が困難になるといったことが起きてまいります。このアルツハイマー病につきましては、原因物質とされるアミロイドベータに働きかけて、病気の進行 자체を抑制する薬が令和5年に国内で初めて承認され、軽度の認知症について進行を遅らせる治療が行われるようになっております。

2つ目の血管性認知症は、脳梗塞や脳出血、くも膜下出血など、脳の血管の病気が原因で発症いたします。それら脳卒中を繰り返すたびに、段階的に症状が進行していくようなケースもございます。脳卒中は、高血圧や糖尿病などが主な危険因子であるため、生活習慣病の予防が血管性認知症の予防にもつながるものでございます。

認知症は、根本的治療は困難ですが、早期発見することで、ある程度改善されたり、進行を緩やかにすることが期待されます。そのため、認知症についての正しい知識を持ち、症状に気づき、早期診断につなげることが重要となっております。

質問の1点目、町内の認知症の人の状況について、把握している人数としましては、令和7年3月31日現在で介護認定を受けている方が、要支援、要介護を合わせまして1,005人おり、その中で認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準におきまして、1人では日常生活に支障があると、そういうような症状であるとされるランクⅡ以上の方が636人と判断されております。さらに、町内にはそれ以外に介護認定の申請をしていない方の中にも認知症の方がいるものと考えているところでございます。

また、議員ご指摘の軽度認知症の方につきましては、高齢者の6人に1人という厚生労働省の推計を当町に当てはめますと、令和7年3月31日現在の当町の高齢者が6,669人でしたので、割る6ということで1,112人程度の軽度認知症の方がいるのではないかというふうな推計がなされます。

次に、2点目の予防のための啓発活動につきましては、当町において多くの取組を実施しておりますが、主なものを4つほど申し上げます。1つ目は、毎年、中央公民館において開催している認知症講演会です。講師としまして、認知症専門の医師や研究者をお招きし、毎回多くの参加者に対しまして、認知症への正しい理解の普及や新しい情報、考え方の周知を図っており、今回は10月25日の土曜日に開催する予定であります。

2つ目は、認知症施策推進事業として、いきいき脳トレ講座を実施しており、また介護予防事業として実施している、ここからアップ教室、元気はつらつ健康塾、シルバーミニ講座の各事業におきまして、認知症予防につながるバランスのよい食事や運動を普及する取組を行っております。

3つ目は、認知症サポーター養成講座の開催です。町内各小学校と八千代高校を対象に、担当職員やボランティアが出向いて、認知症の正しい理解や認知症の方に対する接し方を身につけた認知症サポーターの養成を図り、認知症の方や家族を支える地域づくりを推進しております。また、今年度からは対象を広げまして、住民向けの養成講座を9月13日土曜日に中央公民館で開催いたします。

最後、4つ目は、9月の認知症月間の活動でございます。認知症サポーターの協力をいただきまして、9月19日金曜日に、大字菅谷地内4か所のスーパーマーケットとドラッグストアの店頭におきまして、認知症のパンフレットなどを配布し、啓発活動を実施するキャンペーンを予定しております。

また、今年度から始めた事業でございますが、町民から介護や高齢者の日常をテーマとした川柳を募集し、作品を役場と図書館に展示するとともに、認知症に関する啓発物品や図書を展示し、幅広く地域住民へ周知啓発活動を行っております。

認知症基本法が令和5年6月に成立し、当町におきましても認知症施策を総合的かつ計画的に進めているところでございますが、高齢化の進展に伴い認知症高齢者の増加が見込まれております。認知症のご本人やご家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、今後とも認知症に対する理解や知識を普及するための啓発活動を推進してまいりますので、議員各位のご支援、ご協力をお願いしまして答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 生井総務部長。

（総務部長 生井好雄君登壇）

総務部長（生井好雄君） 議席番号3番、榎本哲朗議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

私からは、犯罪被害者支援条例について答弁をさせていただきます。初めに、犯罪被害者支援条例の制定の目的につきまして若干触れさせていただきたいと思います。この条例制定は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市町村並びに住民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に寄与する、このような目的で制定をするものでございます。この条例の制定状況につきましては、議員のご質問の中でもおっしゃられておりましたとおり、全国では約5割の市町村で制定済み、茨城県内では11の市町で制定が済んでいる、このような状況でございます。近

隣の埼玉県、群馬県、栃木県においては全ての市町村が制定済みでございますので、茨城県が4分の1でございますので、少ない状況にある、このような認識をしているところでございます。

また、近年、特に重要な犯罪が増えている状況にある、このようなことも認識をしているところでございます。八千代町においては、先ほど議員からもお話がございましたとおり、令和元年に平塚地内で殺傷事件が発生いたしました。その際に、被害に遭ったご家族から相談を受けまして、警察、被害者支援センター、そして町で協議をしまして対応した経緯がございます。

ご質問の、制定に向けて町としての動きはどのようにになっているのか、それと制定に向けての課題や問題点はあるのかということでございますが、町といたしましても、茨城県の主催する研修会に参加し、犯罪被害者等の支援を推進するための基礎的な知識や適切な対応方法などを習得できるよう努めているところでございます。また、下妻地区被害者支援連絡協議会において、下妻警察署管内の被害者支援の活動状況などについて報告を受け、情報を共有している、このようなところにあるところでございます。

条例を制定するに当たりましては、住民、事業者等の犯罪被害者に対する2次的被害防止の意識の醸成や、警察、被害者支援センターなどの関係機関との支援体制の構築というものが必要であると考えております。特に下妻警察署管内の自治体においては、この条例の制定について共通の認識を持って進める必要がある、このように考えているところでございます。管内の自治体との連携を密にしながら、条例制定に向けて準備をきちんと進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号3番、榎本哲朗議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

犯罪被害者支援条例につきましては、現状も含めてただいま総務部長が答弁させていただいたわけでありますが、議員ご指摘のとおり、県内では令和7年4月1日時点で11市町で条例が施行されております。犯罪被害者等支援を総合的、計画的に推進して、犯罪被害者等が受けた被害を回復、軽減し、生活の再構築を図るとともに、犯罪被害者等を

社会全体で支え、町民の皆様誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としているところでございます。現在、町のほうでは人権に関する条例というものの整備に向けて、その作業も進めているところでありますが、併せて議員ご指摘の条例の整備も進めていきたいというふうに考えております。そして、多くの犯罪被害者の方の生活、仕事に対しての支援をしていかなければならないなという考えを持っているところでございます。先ほど総務部長の答弁の中にありましたように、やはり犯罪ということになると下妻警察署との関わりが大きくなる。その中で、下妻警察署は、下妻市と旧石下ですか、ここを管内としておりますので、連携を取らなければならぬなというふうに考えております。

また、各自治体の取組ということになると、犯罪被害者のための総合的な対応窓口の設置、見舞金等の支給制度、生活資金等の貸付制度の導入、居住場所の確保、生活支援を行う自治体があるという形になります。被害の程度によって一定額の給付金を、議員ご指摘のように、一時金として支給、無利子で、低利子で行う、こういうところが対応の実例というふうになってございます。私としては、こういう給付金については、ある程度国や県がこれは率先して対応していただけるとありがたいのだろうなというふうな形を考えているところでございます。

課題としましては、やはり支援に関しての留意事項、これを知識として我々がまず学んでおく必要があるということを考えております。まず、構造的問題としての把握、そして安全確保の優先、そして被害者の意思の尊重、そしてプライバシーの保護、そして支援者自身の心のケア、そして支援者の安全確保、このような大きな課題があろうかと思います。そういうことに対しての、やはり我々町行政側としましてもきちんとした知識の下に、こういった法令でありますから、これは対処しなければならないというふうに考えております。これはスピード感を持って対処したいというふうなことを申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

3番、榎本哲朗議員。

3番（榎本哲朗君） 答弁ありがとうございます。認知症についてちょっとお聞きしたいのですけれども、今までに認知症の家族の方々から相談を受けたことはありますか。あつたとすれば、どのような内容だったのか教えていただければと思います。

議長（上野政男君） 野中保健福祉部長。

(保健福祉部長 野中清昭君登壇)

保健福祉部長（野中清昭君） 榎本哲朗議員の再質問にお答えをいたします。

これまでに、認知症に関して家族などからどのような質問があったかということですけれども、認知症に関する質問につきましては、町の地域包括支援センターや、改善センターにあります基幹相談支援センター、あるいは保健センターの保健師が受けたというふうな経緯がございますけれども、まず主な相談の内容としましては、介護保険の利用方法や、今後、どういった科の医療機関に受診をすればいいのかといった内容の質問が多いというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（上野政男君） 最後に、再々質問ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 以上で3番、榎本哲朗議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午前1時23分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開をいたします。

（午後 1時02分）

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員の質問を許します。

2番、赤塚千夏議員。

（2番 赤塚千夏君登壇）

2番（赤塚千夏君） 日本共産党の赤塚千夏です。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

大きく2項目ございますが、まずは不登校対策について質問いたします。2006年の教育基本法の改悪以降、国の教育政策が押しつけられ、教員の精神疾患と子どもの不登校が急増しています。2023年度、全国の不登校児童生徒数は、初めて30万人を突破し、34万6,482人、高校生も含めると41万人にも達しました。小学生の不登校は、10年前の5.4倍、中学生も2.2倍もの増加です。日本の教育は、競争での評価や成績主義が横行し、それが子どもを型にはめ込む管理型の教育を招いて、明確な理由もないのに学校に行けなくなってしまった子どもを生んでいます。また、同調志向からはみ出せば、からかいやいじ

めが始まり、そこから生まれた人間不信はその後の人生に中長期的に影を落とすことになり、深刻な問題です。

そこで、お尋ねいたします。現在、本町では、それぞれの学校ごとにどのぐらいの不登校児童生徒がいるのでしょうか。

また、不登校は、子どもの怠けや弱さ、親の甘やかしさと捉える方もおりますが、複雑化する社会の中で我慢を重ね、傷ついた子どもたちのSOSであり、その解決のためには、心の傷への理解や心置きなく休息できる居場所が求められています。とした子どもたちのために、八千代町では教育支援センターけやきの家や校内フリースクールが設置されておりますが、その利用状況と支援内容をお聞かせください。

まずは、以上について答弁いただき、その後一問一答で質問していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） 2番、赤塚千夏議員の質問に答弁させていただきます。

今、ご質問がございました、それぞれの学校ごとの不登校の状況ということと、けやきの家の利用状況ということでございますが、各学校の不登校の人数についてですが、まず文部科学省において不登校児童生徒ということで、ここで改めて定義を言わせていただきますと、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により登校しない。あるいは、したくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的な理由によるものを除くというものが定義でございます。それに照らしますと、当町の不登校人数の現状でございますが、今年度7月時点での人数でございますけれども、小学校、児童のほうはゼロでございます。中学校は、生徒ですが、11人という形で進んでいるところでございます。

2つ目のご質問ですが、本町には、けやきの家、適応指導教室という不登校になったお子さんが学校に行くためのステップとして使うところがあるわけでございますが、さらに今年度は校内フリースクールということで、八千代一中、東中ともに校内でのフリースクールを設けたところでございます。これは、学校には来ることができるのでけれども、なかなか教室に足が向かないというお子さんを、校内で少し練習というか、スマートステップを踏みながら教室へ戻していくというような形の場所でございます。そういったところを含めまして、けやきの家でございますが、7月時点の利用人数は中学生

4名でございます。そのうち1名は、校内フリースクールも利用しているところでございます。小学生は、先ほど申し上げたように、利用はございません。利用状況につきましては、週1日あるいは2日、または不定期での利用ということになっております。全体として、平均して1人当たり2時間程度の利用が多いかなという状況でございます。支援内容等につきましては、教育相談や個に応じた学習支援。それから、ゲームといいましても、トランプとか、人生ゲームとか、ジンガというものを通して、いわゆるコミュニケーション能力を高めることを狙いとした支援、あるいは児童生徒の興味関心のある活動ということに取り組むために、それらを利用しながら、集団への適応性や自己表現の場、心の安定につながる活動をしているところでございます。

校内フリースクールのことでございますが、各中学校開催されておりますけれども、先ほど確実に利用している、その4名の中で校内フリースクールを利用しているのは1名でしたけれども、校内フリースクール自体を利用しているのは5名でございます。利用状況は、生徒によりますが、週1の生徒もいますが、毎日という生徒もありますし、利用時間も1日当たりそれぞれに様々でございます。というのも、支援内容につきましては、本人と担当の教師で考えながら今日のスケジュールを決めていくということもあって、今日、時間割の中でこれ苦しいなというところがあれば、その子にとっては3時間になる場合もございますし、今日は、この授業はちょっと苦しいな、人間関係もあった授業内容等々でも苦しいなということで、この授業さえ避けられれば戻れるということになれば1時間の利用という形にもなっていくという形で進んでいるところでございます。ただ、校内フリースクールにおきましては、オンライン教材を使いながら教室での授業をそのまま配信しながら、居ながらにして授業を受けられるというような形を取っているところでございます。学びのスケジュールを生徒自身が自分のペースに合わせて自己決定しながら進めていく。この自己決定をしていくというところに自己有用感の確立を目指しながら、自信をつけさせて復帰できるというところを狙っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） ただいま11名という答弁がございました。以前聞いたときはまた違う人数だったと思いますので、月ごとによって状況というのはその都度変わってくるのだと思います。これからが増えてくるのかなというのがちょっと心配なのですけれど

も、先ほど不登校の定義がありましたが、30日間欠席ということになりますので、1日でも登校すればこれは不登校とカウントされないわけとして、不登校ぎみという子を含めるとさらに多くの子どもたちが学校への行きづらさを感じているのではないかなどといふうに思われます。こうした子どもたちの支援の拡充は喫緊の課題です。

先日、けやきの家を視察させていただきましたが、先ほど教育長からいろいろ紹介がありましたように、ぬいぐるみだったり、ゲームだったり、ソファーが置いてあったり、子どもたちにとって居心地のいい空間となるように工夫されていました。学習支援にとどまらず、体育館や町民公園に出かけることもあるということをお伺いしまして、すばらしい支援だなと思いました。ただ、利用する生徒が、この前聞いたときは二、三人というお答えそのときはいただいたのですけれども、せっかく充実した支援センターがあっても利用できていない子どもがもし取り残されているのであれば残念だなと思います。本人が家から出られない状況にあるというケースが多いのだというふうに想像しますけれども、中には支援センターに行きたいのだけれども、開設時間が9時からとなっているため、保護者の仕事の都合で送迎ができないことがあるのであれば、それは何らかの手助けが必要かなと思いまして、デマンドタクシーを利用してくる子もいるというふうに伺ったのですけれども、気軽に短時間だけ利用したいと思っても、保護者の送迎ができない、利用できないという状態はあってはならないと考えます。支援センターと自宅の間に利用できるデマンドタクシーの無料券なんかを不登校の子どもたちに月何枚かでも支給することはできないものでしょうか、お伺いいたします。

議長（上野政男君）　　閔教育長。

（教育長　閔　篤君登壇）

教育長（閔　篤君）　赤塚千夏議員のご質問に答弁させていただきます。

現在、けやきの家に週1回程度通っている生徒1名いるわけですが、この生徒につきましてはデマンドタクシーを利用している、先ほど議員がお話ししたとおりでございますけれども、けやきの家を利用している児童生徒、児童はほとんどおりませんが、生徒の多くは両親が共働きということで、小学校4年生から保護者なしで利用できるデマンドタクシーというのは大変有効な移動手段であるというふうに考えているところでございます。今後、デマンドタクシーの利用状況の推移を勘案しながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（上野政男君）　　2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） ありがとうございます。決して大きな金額ではありませんので、ぜひ早急に取り組んでいただけますようお願いします。

また、家から出られない子どもを抱えた保護者の場合は、短時間勤務を余儀なくされ収入減につながったり、毎日毎日昼食の用意も必要になってしまったりと、経済的に大きな負担となります。

松戸市では、長期欠席の児童生徒がいる世帯に昼食費、学年によって金額違うのですけれども、中学生の場合は月5,000円の支援を行っています。本町でも、このような何か支援ができないものか、お伺いしたいと思います。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） ただいまのご質問についてご答弁させていただきます。

本町といたしましては、不登校の児童生徒の自立、それから学校復帰に向けて、先ほど来申し上げておりますように、教育支援センターであるけやきの家や校内フリースクールを開設して、個々に応じたきめ細やかな支援を行っております。ただ、児童生徒が不登校になった背景、あるいはきっかけには様々な要因がございますので、支援が必要かどうかについても今後考えていくことはあるかと思いますけれども、やはり慎重に調査検討しながら前向きに進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 今ちょっと子どもの不登校に対する何か支援みたいな答弁でしたけれども、経済的な支援のほうもぜひ考えていただきたくて、現在、本町学校給食費は無料となっておりますけれども、不登校の子どもたちにはこうした恩恵を受けられない状態になっているわけで、学校給食費に相当する金額を支給していただきたいなというふうに強く求めます。

さて、このように心の傷を抱える子どもが増える中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充は待ったなしです。現在、県教育委員会から派遣を受けていることですが、昨年度の実績で、スクールカウンセラーの学校ごとの配置回数、スクールソーシャルワーカーの派遣回数をお尋ねいたします。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） ただいまのご質問に対して答弁させていただきます。

教育支援センターや校内フリースクールに通えない生徒、保護者に対して学校から定期的に家庭訪問や電話連絡、あるいは放課後登校を促すなどしているところでございます。また、タブレットを通して生徒との連絡や学習支援を行っているところで、先ほど議員ご指摘のように、県からスクールソーシャルワーカー、SSW、それからスクールカウンセラーという形で派遣をいただいております。スクールカウンセラーにつきましては2名でございます。令和6年度においては、小学校は、スクールカウンセラーは55回の回数がございました。中学校は42回ということになっております。スクールソーシャルワーカーにつきましては、当町では1名の派遣をいただいておりますが、これは主に中学校に17回ということで、このスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーともに、やはりベテランの子どもたちの心をつかむ、または保護者の悩みに寄り添うという形で非常に好評を得ているところはございます。また、これによって少し前向きにフリースクールをちょっと見学しようかな、けやきの家を見学しようかな、校内フリースクールもちょっとのぞいてみようかなというお子さんも昨年度はございました。これからも、スクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラーを活用しながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） ありがとうございます。先生たちが家庭訪問したり電話をしたりという対応をしているそうですけれども、今そうではなくても学校の先生というのは多忙な勤務をされておりるので、やはりスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをしっかりと取り入れるということが必要かなと思います。今、スクールソーシャルワーカー17回ということなのですけれども、これだと月に1、多くても2回ぐらいでしょうか。本当に何かあったときだけ来ていただくというのですと、まず学校側からちゃんと生徒の事情をソーシャルワーカーに伝えたり、そういう情報交換するだけでも何か負担が大きくなってしまって、日常的な相談ができる体制とは言えないのではないかと思います。県内でも、結城市やつくば市のように市町村独自にスクールソーシャルワーカーを雇用している自治体が増えていますけれども、本町でも独自に雇用すべきではないでしょうか。見解をお伺いします。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） ただいまのご質問についての答弁をさせていただきます。

先ほど県派遣のスクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラーという形で、緊急事態になりますと緊急の要請をすればすぐに来ていただけるというような状況もご答弁させていただきたいところでございます。本町におきましては、2名の学校教育指導員、さらには2名の県派遣の指導主事、さらに生涯学習課には県派遣の社会教育主事という形で学校現場から上がっている方々がいらっしゃるわけです。その方々が特に中学校においては週1度ある生徒指導部委員会に直接出向いて、直接先生方から相談を受け、そして対応について考えていくというような形で進んでおります。また、生涯学習課のほうでは訪問型家庭教育支援ということで、町独自での支援体制をしているところでございます。これは、教育部門のみならず、福祉部門のほうも交えながらの訪問型の家庭支援でございます。ですから、軽いものについては、学校教育指導員等々で何とかなるかと思うのですけれども、やはり重篤な、ちょっとこれは深いなというものになりますと、今申し上げましたような訪問型家庭教育支援であったりとか、県派遣のSSW、SCを活用しながらということで進めている。さらに、本町には特別支援教育に携わる臨床心理士の方も相談員として雇用しておりますので、その方にも本当に難しい事例についてはご相談いただきながら、直接学校に行って、先生方へのアドバイス、ご指導等々もいただいているというところでございます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） ありがとうございました。

1つ聞きたいのですけれども、訪問型家庭教育支援のほうってどのぐらい年間訪問したのかって、今即座に答えられますか。すみません。想定になかった質問。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） ただいまのご質問に答弁させていただきます。

件数ですと、高等学校もこれは含めるわけなのですけれども、13件という形で、回数としては40回という形でございます。幼児教育施設から小学校、中学校、高等学校ということもございますので、幼児のほうでは発達とかの相談であったり小学校へ入っていくための不安であったりというところで、あと小中学校は不登校の原因のところがございます。もちろん家庭内の問題も出てくると。高等学校にすると進路等々の相談という形で進んでいるところでございます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） ありがとうございました。相談があってから支援が入るのではなくて、なるべくこちらからどんどん事前に行って、未然に不登校を防ぐような形になつたらいいのかなと思いますので、十分な人員配置のほうをこれからもお願いしたいと思います。

ちなみにですけれども、今十分それでも間に合っているとお考えなのかもしれませんけれども、今年度の政府予算にスクールカウンセラーの全小中学校への配置、これは週4時間で2万7,500人分やスクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置、週3時間、1万人分が予算化されました。ご存じかもしませんけれども、しかしこれというのは町が配置を求める限り実現しませんので、県に対してスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置の増員などを求めることを要望していただけるようにというのもお願いしたいなと思っています。

では、以上で次の質問のほうに移ります。不登校を生み出さない学校教育についてという別の角度から質問していきたいと思います。2年後には中学校が統合されるとの答申が示されました。一番最初に、不登校の人数では学校ごとに何人というのは答弁はいただけませんでしたけれども、一中と東中では不登校の生徒数にも開きがあるというようなことをお聞きしております。そこには歴史的背景からくる地域性や特質の違いも影響しております。その点について、どのようにお考えなのかお聞かせください。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） ご質問に答弁させていただきます。

東中と一中、中学校は2校しかございませんが、今議員のほうからは開きがあるような話ですけれども、数としては開きはもちろんあるのですけれども、割合にしますと全体の分母を生徒数で、分子分母でやれば、割合にいたしますと大差はないというところが今の現状ではございます。私が教育長になった令和5年度、令和6年度におきましても、最終的には東中、一中の不登校の率というのは割合では大差はないというところでございます。ただ、大きい、小さいということではなくて、やはり統合というのは親御さんにとっても、子どもにとっても不安な部分もございますし、また期待も持っているというところであるかなというふうには考えているところでございます。ただ、お互

に大きいところにいて小さいところが統合する、小さいところにいて大きいところに統合するという形が本町の流れになるわけですけれども、統合前から生徒たちの不安を払拭していかなければならないというところでは、合同の授業であるとか、行事であるとか、これは進めていかなければならぬなというふうに考えているところでございます。実際に、現在小学校6年生の国会見学とか5年生の宿泊学習、これは合同でやっているところでございます。また、小中連携ということで、音楽交流会なども実施しているところでございます。統合前におきましては、統合後もそうですけれども、加配がいつもより統合した学校には教員がついてまいります。そういうところも含めながら、最初スタートの段階、それからスタートして一、二年、しっかりと子どもたちをサポートしながら進めたい。さらには、統合により教職員の人数が増えるということは、子どもの人数も増えますが、教職員の人数が増えるというのは子どもたちを見る目が非常に増えてくるというところではきめ細かな支援をすることが可能であるというふうに私は捉えているところでございます。統合後、スムーズに環境に慣れ、いきいきと学校生活が送れるよう、教職員の質の向上はもちろんですけれども、そのような環境面もつくりながら、教育支援センター、それから校内フリースクールなど、学びの場の保障をしながら進めていければなというふうに考えているところでございます。

(「議長、議長」と呼ぶ者あり)

議長（上野政男君）　　はい。

(「今、私から言うのはあれだけれども、今不登校の大差はないとい
う表現はおかしいから、一中が幾つ、東中が幾つぐらいのこ
とを言わないと。よその議員があれを見たら傍聴者に対して失
礼に当たる。大差がないという意味が分からない。教育長に聞
きます」と呼ぶ者あり)

議長（上野政男君）　　教育長。

(教育長　関　　篤君登壇)

教育長（関　　篤君）　　それでは、令和5年度でございますが、一中5名、東中3名。割合にいたしますと、一中が1.4%、東中が1.6%。令和6年度でございます。一中が11人、東中が6人。一中は、割合にいたしますと3.3%、東中は3.5%というところでございます。今、7月段階でございますと、一中が9、東中が2ということで、一中は2.8%、東中は1.4%。ただ、7月の段階でございます。令和5年度、令和6年度は年度末でござい

ますので、この後増えていったり、先ほど議員ご指摘のように、2学期、どちらかの学校が増えてくるということもございますし、今までの流れの中で、いよいよ受験に向けて不登校が解消していくという場合もございますので、これは年度末まで見ていかなければ分からぬところですが、令和5年度、令和6年度については先ほど申し上げたような形でございます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） ただいま教育長のほうから、統合すれば先生の加配がつくれて、目が行き届くというご回答をいただきました。ただ、さつき教育長が言ったとおり、先生1人当たりの生徒数も増えてしまうわけで、目が行き届くというのであれば小規模校のほうが、1人の先生が全校生徒全ての顔と名前が一致するという状態なわけです。それに対してやっぱり統合したら、学年全員の顔さえ分からないような、クラス担任はあれですけれども、そういう状態になってしまって、私はそれが目が行き届くことになるというのには少し疑問を感じております。統合に対しても、もっと時間をかけていただいて、6月議会でも言いましたけれども、小学校を建設する必要はないのではないか。そのお金があるのだったら、もっと別の支援、子どもたちの支援にお金を使っていただきたいなというのが私の願いです。

最後に、では町長に質問したいと思うのですけれども、不登校児童生徒を生み出さないためには、何よりも誰一人として取り残さない、全ての子どもたちが伸び伸びと個性を發揮できるような学校づくりが求められています。国連・子どもの権利委員会から、日本の子どもたちは、過度な競争的な教育制度のため、正常な発達が阻害されている、早急な改善をと2度も勧告を受けながら、何の改善もされませんでした。いじめや不登校問題の根底には、日本の競争と詰め込みの教育があります。小中一貫校にすれば、それがますます加速することになるでしょう。万が一、その学校になじめなかつた場合、町外の学校に転校する児童生徒が増えるのではないでしょうか。今の時点でも、知り合いのお母さんから、どうせ中学校遠くなってしまうのだったら、町外の学校を受験しようかな、通わせようかなと話すお母さんもいました。このまま1校にまとめるやり方では、間違いなく子どもたちはますます町外の学校に出ていってしまうことになります。今取り組むべきは、統廃合とか新校舎建設ではなくて、町長の運営方針でのお言葉を拝借しますと、小さいけれども、きらりと光る学校をつくることではありませんか。町長の見解をお聞かせください。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの赤塚議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今、赤塚議員が申された課題等につきましては、八千代町だけの問題ではない。裏を返せば、八千代町から出でていく人がいるのであれば、よそでも統廃合がどんどん進んでいる。では、ほかから八千代町へ来るような人も出てしまうのではないかなどというような考えもあるわけであります。

そして、子どもたちの生き残るこの21世紀というのは、恐らくは新しい知識、情報技術が、政治、経済、文化をはじめ、社会での活動の基盤として重要さを増す、いわゆる知識基盤社会の時代、そのような形に言われる。その中を生きなければならぬというふうに思っております。さらに、少子高齢化や人口減少、グローバル化が加速していくなど、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しているのだろうなというふうに思っています。

あくまでも学校は教育の場であるということを前提にお話しします。このような激しい予測困難な時代を生きていくためには、先ほど言いましたように、小さくともきらりと光るような学校を造る、それも私の一つの目標であります。新しい学校を造るからは、やはり他の自治体がやっていないような、この八千代町でこそできたという教育環境もつくってあげたい、それが私の願いであります。その中で、子どもたちが伸び伸びと、大きく、団太く、そして賢く、しなやかに、あらゆる環境の下で生きていく、どのような子どもが育つ。そして、午前中の話でもありましたが、日本や世界の中で活躍できるような子どもたちの基礎をつくってあげたい。それが私の目指す小中学校の姿であると。そこを簡略に取られて、小さくともきらりと光るような学校をつくりたい、このような言葉でお伝えさせていただいているというところでございます。

答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） ありがとうございます。

今の町長の答弁にもう一つだけちょっと質問させていただきたいのですけれども、町外から逆にこちらに、八千代はいい学校だということで来るかもしれないというお話をしたけれども、ではどれだけの魅力ある学校をつくっていこうと思っているのか具体的

な内容をちょっと教えていただきたいなと思うのと、あと世界で活躍できる子どもたちを育てたい、それはそれですばらしいことだと思うのですけれども、それって逆に競争をあおるようなことにならないかというのが私は不安に思います。普通の秀でた才能がない子でも、ちゃんと教育を受けて、授業を聞いて分かったという喜びみたいなのをやっぱり教える、それが学校、特に小学校とかではそういうほうが、テストができるできないよりも、そういう教育力のほうが重要でありまして、それにはやっぱり小規模校が私は適しているのではないかというふうに思ってしまうのですけれども、その辺のところのお考え少しお聞かせください。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 先ほどの赤塚議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私がほかから来る子どもたちもいるだろうなというのは、やはり都会とかの生活の中で、かなりもまれにもまれて、そういう社会の中でもまれて、田舎のようなところで伸び伸びと育ててあげたい。そういうお子さんを持つ親御さんもいるのではないかというふうに思います。そこに、この農村地域である八千代町の魅力というものがあるのだろうな。

そして、私は特に競争の中に子どもたちを置くという考えではない。先ほど言いましたように、伸び伸びと、心豊かな、しなやかな、そういう子どもを育てたいと申し上げました。ですから、競争というのは今に始まったことではなくて、我々の時代だってあったわけであります。その中で、今は日本ばかりではなくて、韓国であろうが、あるいはアジア圏であろうが、かなり教育に力を入れている、そのような形は聞いています。私としましては、グローバル化や国際社会の中でも活躍できる、世界で活躍できると言ったのは、語学の話も含めてであります。特に八千代町の子どもたちが大きく育つに当たっては、やはり語学というものは必要であろうな。我々がもう既に、外国人の方が人口の1割を占める。あるいは、多くの都市で、世界の人たちが共に暮らすこの社会の中で、やはり語学教育というものの大切さは、もう既に我々自身が身を持って分かっている。この間もベトナムのほうに私は子どもたちを8人派遣させましたが、何もベトナム語を覚えてくれというわけではない。そういう言葉の通じない中で彼らが成長していくときに、その土台を八千代町でつくれないか、そのような考え方で、新しい学校にはそ

ういった魅力ある教育ができる。親御さんも安心して、八千代町の統合した学校に通わせてよかったです、そのように思ってもらえるような環境を私はつくりていきたい、そのように考えております。

答弁といたします。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） ありがとうございます。社会でもまれて田舎で伸び伸びとした教育を求めて移住してくるのではないかとか、語学のいろんな経験という、町長が目指している教育、私も本当に同感なのです。同じ思いです。ただ、だからこそ、例えば農業体験みたいなのって小規模校だからこそ稻刈りだのできるのではないかなと思っていまして、野村町長が目指す教育、私も同感なのですけれども、それが統廃合に私にはちょっと結びつかないという疑問があります。ちょっといろいろその辺これからも検討していただいて、補助金がもらえるうちに統廃合してしまおうとかそういうのではなくて、やっぱり八千代町独自の魅力ある学校、子どもたちが休みたくないと思うような学校を目指していただきたいと切にお願いいたしまして、1項目めの質問を終わります。

続いて、2項目めいいですか。

議長（上野政男君） 結構です。

2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） それでは、議長の許可をいただきましたので、2項目めについての質問をさせていただきます。

ごみ収集について質問したいと思います。行政区というのは、住民同士が助け合い、協力し合いながら、住みよい地域をつくるため、自主的に取り組む任意の団体ですけれども、防犯、防災や環境美化、地域コミュニティーの核として非常に重要な役割を担っています。しかし、近年は、非正規、長時間労働が横行する中で、人口減少も相まって、行政区の活動に負担感が増しています。また、高齢者世帯の増加に伴い、協力したくても協力できないという方も増えており、それらのことが行政区からの離脱者、その増加を招いています。

そうした中、行政区に非加入者が地域のごみ集積所の利用を拒否されたというトラブルが全国各地で問題になっています。神戸市では、ごみ出しを禁止した自治会の対応は所有権の乱用だとして裁判になり、神戸地裁、大阪高裁とも自治会側の違法性を認め、たとえ自治会に入っていなくても維持管理費などの負担を求めればよく、非自治会員の

利用を一切認めないのは正当化できないというように判断。自治会側に損害賠償の支払いを命じました。本町においてもそうしたトラブルが発生しており、区費を加入者より多めに支払うことでごみ出しを許可している行政区がある一方で、中には負担金の支払いにも応じず、ごみ出しを許可しないとしている行政区も存在し、その対応は行政区によって様々です。加入しなくても行政区の者が自由に使えるということがまかり通ってしまえば、不公平感を持ったり、また自治会を抜ける非加入者の増加に拍車がかかるという危機を募らせる行政区側の実情も十分理解できます。しかし、そもそも廃棄物処理法第4条には、国及び地方公共団体の責務が規定されており、ごみ収集は本来自治体が担うべき仕事です。行政区は協力しているにすぎず、これまで各行政区に頼ってきたごみ収集の在り方を見直すべきときに来ているのではないかと考えますが、町長の見解をお聞かせください。よろしくお願いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの赤塚議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

行政区に依存したごみ収集の在り方という形かと思います。行政区の定義であるとか、あるいは神戸の裁判であるとか、議員よくお調べになっているので、そのとおりであろうかと思います。全国の自治体を見ますと、はざまの時期に来たのかなと言われております。

しかし、八千代町においては、今、日本人だけで言えば75%の人が行政区に加入していただいている。外国人の方が大体1人1世帯という形でありますから、含めますと50%台になるのだと思うのです。日本人だけで申し上げますと、75%の人が今でも自治会に入っていただいている。

そして、ほかの自治体と違うのは、八千代町は昭和55年からコミュニティー推進事業というものを町のソフト事業の根幹に据え、先人の方からのご苦労によって今のスタイルができている形。全国に先駆けて、自分たちの課題は自分たちで解決し、そして自分たちの地域を守ると。そういう理念の下、この八千代町では、いち早くからごみ処理等につきましても住民の方が積極的に、区長さん、副区長さんを中心に役員になっていただいて、そしてその伝統を守って今日に至っている。しかしながら、先ほど赤塚議員が申されたように、共稼ぎ世帯や長時間労働や、あるいは年齢の高さによつても働く人がどんどん増えている中で、ほとんど昼間勤めの方が多くなっている。この間申し上げ

ましたが、就業人口、働く人の83%が給与取りという町がこの八千代町に今はなっています。その中において、役員の成り手もなかなか難しければ、あるいは地域の伝統文化を守ろうとする、そういうものに参加する人も少なくなっている。しかし、その中においても、まだ役員を引受けってくれて、ごみ集積所の当番をしていただいているわけで、本当に頭が下がる思いであるというふうに思っています。確かにごみ処分の問題は行政が行う、これはそのとおりであります。しかし、家庭のごみ収集については、やっぱり各ご家庭のご協力を得ないと、これ絶対不可能な話であります。そのところのかみ合わせといいますか、自治体に加入するしない。あるいは、一定のものだけを付き合いたい。あるいは、全く関わりを持ちたくない。そういうものがどんどん増えている中であります。今現在、日本のある自治体においては、行政区加入を法律で縛ろうと、そういうところまであって、大変な騒ぎになっている。それは議員もご存じかと思います。そこまでもして、やはり自治会、行政区の組織というものの必要性というものは認識があるのでだなというのが私の思いであります。

したがいまして、これから恐らくごみ収集にしろ、あるいはコミュニティー組織にしろ、形は少しずつ変わっていくのだなという思いがしています。例えばごみ収集について考えますと、負担は大きいようですが、今のやり方が一番安定していると、そういう意見もありました。行政区は全部同じではない。1桁台の戸数のところから、あるいは200戸、300戸、400戸、ばらつきがございます。その中で、行政区がそれぞれ抱えている問題は異なる。それを一把一まとめにしてこうしましょうというのは、なかなか難しいかもしれません。ただ、八千代町に住む人たちがそれを大きな負担と考えるようでは、やはり八千代町に住みたくないというような形になりますので、そこは地域の皆さんのご意見を聞きながら、少しずつ変えていく必要があるのでだなというふうに思っております。

ごみの収集の在り方については、現行は維持していきたいですが、やがて変えなくてはならない時期が来るというのは、私は間違いないところであると。その際においても、やはり地域というものを、ふるさとというものを守っていただくような、その心を持って町民の皆様が対応していただけるような方向に協議していく、それが私の考え方でございます。

答弁といたします。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） ありがとうございます。行政区というのは、本当に重要な役割を持っていますので、できれば入っていただきたいのですけれども、この社会の変化というのは本当に難しいなというふうに感じております。ただ、現実問題、今75%加入しているというお答えだったので、逆に言うと25%の人が入っていない。ごみ出しできる行政区だといいのですけれども、ごみ出しできない場合、自分でクリーンポート・きぬまで持ち込まなければいけない。車運転できるうちはいいのですけれども、運転できなくなったりしたときにどうしたらいいのだというような、今ふれあい戸別収集というのもありますけれども、それは本当に障害者とか、かなり重症にならない限り要件が満たせないわけで、そのはざまで困っていらっしゃる方がこれから増えていくのではないかと思うのです。今すぐ、さつき言ったように、いきなり行政区の仕組みを変えるというのはすぐにはできないと思うのですけれども、古河市では粗大ごみと同じような感じで可燃ごみについても500円の収集シールを袋に貼ることでご自宅まで回収に来てくれるというサービスを実施しています。こうした取組であれば、すぐ対応可能ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 2番、赤塚千夏議員のご質問にお答えします。

下妻地方広域事務組合の中では今のところそういったことをやっておりませんが、今大きく枠組みの話を下妻広域のほうで行っておりますので、その中で八千代町からの意見として提案していきたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） それはやっぱり事務組合と足並みそろえないと駄目ということなのでしょうか。町独自ではできないですかね。例えば今500円というふうに、ごみ袋がすごく八千代町は高額になっています。ほかは、筑西市だと180円ぐらいだったりとか、あと結城市だとごみ袋自体が存在せずに、透明な袋ならオーケーみたいにありますが、それも値下げしていただきたいなと思っているのですけれども、無料配布の数、八千代と下妻で違うのはなぜでしょうか。下妻は、例えば2名の世帯だと100枚無料配布しているのですけれども、八千代町だと40枚なのです。確かに袋の大きさ、八千代は45リットルに対して下妻は40リットルで下妻のほうが小さいのですけれども、容量に換算します

と、八千代40枚というのは1,800リットルです。下妻の100枚というのは4,000リットル。圧倒的に下妻のほうが無料配布の袋の数多いのですけれども、連携しなければいけないのでしたら、その無料の配布の袋の数も同じぐらいにしていただきたいなと思うのですけれども、いかがですか。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 2番、赤塚千夏議員からの質問にお答えします。

確かに今現在、下妻で配布されているもの、八千代で配布されているもの、袋の大きさも違いますし、数も違います。そちらのほうは、下妻さんはどういうふうに計算してやっているか、ちょっと今現在私も把握できていなくて申し訳ないのですけれども、八千代の場合は一般廃棄物の全体量から1人当たりどのくらいの量のごみを出しているかなということで、それに見合った分のごみ袋に換算して計算して、その範囲内で無料配布をして、それ以上出す方に関しては買ってくださいねというような方式を取っております。ちなみに、下妻市の日当たりの排出量が486グラムですか。八千代町が412、八千代町のほうが排出量が幾分少ないというようなこともその中には原因として挙げられるのかなと推察します。

また、先ほど申し上げましたように、今現在、その辺のところも下妻地方広域事務組合の中で、ごみの在り方全体の検討会開いておりまして、計画では令和9年度当たりからその結果が反映されるというような計画がございますので、その段階ではそちらの問題もある程度解決を見るのかなと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） では、排出量によって計算が違って配布量も変わっているということなのですけれども、あと、ごみ袋の大きさについて、一人暮らしの高齢者には45リットルだと大き過ぎて集積所までの運搬が大変だし、夏は小まめにごみ出ししたいけれども、袋が半分にもならなくともったいないなどの声があり、以前担当課の方に、45リットルのほかに小さいサイズの袋を作れないかということをご相談したござりました。そのときのお返事では、袋が2種類になって、大量注文できなくなつてコスト高になるということで、実現できるかどうか分からなければども、見積りを取つていただけるということでした。その結果と今後の実現の可否についてもお聞かせください。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 2番、赤塚千夏議員からの質問にお答えします。

現在、八千代町におけるごみ袋の種類につきましては、可燃ごみ用が45リットル、不燃ごみ用が30リットルの2種類のごみ袋を作成しております。議員ご指摘のとおり、ごみ袋のサイズの多様化につきまして、住民の皆様の利便性の面から見ますといろいろな選択肢ができるることは、それぞれの生活様式や状況に合わせ、選べる自由を有することであり、住民生活の安心や余裕につながるものであると認識しております。一方で、現在のごみ袋サイズの追加、変更を検討するに当たり、新たにごみ袋を作るためには、コストの面や価格の設定、流通経路の整理等、様々なことをクリアしていかなければなりません。

また、現在、ごみ袋につきましては、各市町村が独自に作成するよりも、より大きな単位で運用したほうが管理やコストの面で有利ではないかということで、先ほど申し上げましたように、下妻地方広域事務組合の管内で、ごみ袋の域内統一に向けて県と協議しておるところでございます。具体的には、袋の種類や大きさ、デザインなどになりますが、可燃ごみ、不燃ごみのほか、新たに資源ごみの袋を作成することなども検討しております。現在進行形での検討中ですので、今回俎上にあるごみ袋のサイズの多様化につきましても、最終的には下妻地方広域事務組合の枠組みの中で終着されるのかなと認識しております。しかしながら、域内統一するまでの間、何か町でもできることはないか、引き続き可能性を探ってまいりたいと思います。

以上、議員各位のご理解とご協力を願いしまして答弁といたします。

議長（上野政男君） 2番、赤塚千夏議員。

2番（赤塚千夏君） 以前、不燃ごみの30リットルを可燃ごみに、ただ印刷だけ変えるだけならできるかもと言っていましたので、早急にやっていただきたいなと思います。

あと、最初にお願いしました500円の収集シールを貼って個別に回収するみたいのもの、令和9年というのはあと2年待たなければいけないわけで、できましたら町独自でその間の2年間だけでもやっていただきたいなというのをお願いしたいのですけれども、最後にそこだけお聞かせください。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの赤塚議員のご質問に答えさせていただきたいと思います。

やはり新しい取組というものは必要なので、古河でやっているようなやつなんかも皆さんが必要であればということでやっていきたいと思います。

それと、茨城の中でごみ袋を無償で配布しているのは、下妻、八千代、旧石下、この3つだけなのです。無償です。それを統一していこうではないかということで、今、常総市長、下妻市長と私で相談しているところでございます。

いずれにしましても、町民の方のごみ出しですね、利便性の確保、これは努力してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（上野政男君） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 以上で2番、赤塚千夏議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

（午後 2時03分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午後 2時20分）

議長（上野政男君） 5番、谷中理矩議員の質問を許します。

5番、谷中理矩議員。

（5番 谷中理矩君登壇）

5番（谷中理矩君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問を行います。

今回は、初めての一問一答形式ですので、不慣れなところ、お許しください。本日は、2つのテーマについて伺います。

1つ目に、誰もが参加しやすい意見募集の仕組みづくりについてお聞きしていきます。町民の皆様が声を上げる、また行政の側でその声を形にする。それがよりよい町政運営の形かなと思うのですけれども、やはりどうしてもその間にコミュニケーションのそごがあつたりして、どういった声を上げているのかが見えてこなかつたり、またそれをどのように形にしているのかが見えてこなかつたり、そういうふうなところが生まれてきてし

まうとやはり双方にとつてもつたいない、マイナスになってしまうのではないかと私は考えております。それが無事双方声を反映させることができると、町政への信頼を高めることにもつながりますし、町民と行政とが共にまちをつくるという基盤をつくることができます。

今回、具体的な例として挙げますパブリックコメントですが、行政手続法に基づく法的義務として、必ず行わなければならないものとして存在しております。ただ、一方で、このパブリックコメント制度、なかなか告知が届いていなかつたり、計画が難しくて理解がしづらかつたり、また意見が一部に偏っているのではないかといった課題があると感じております。その辺に関して順次質問をしていきます。

1つ目、こちらで質問させていただきます。告知方法について質問していきます。パブリックコメントの募集については、町の重要な計画に町民の意見を反映させる大切な制度であります。しかしながら、告知が広報紙、ホームページなどだけでは知らなかつたという町民が多くおりまして、結果的に意見提出者というのは極めてごく一部にとどまっている状態です。より幅広く告知することができれば、子育て世代から高齢者まで多様な世代や立場の声を集めることができます。これは町民にとって自分の意見が町に届くという実感を持てる機会になり、町政への信頼や関心を高める効果があります。同時に、職員にとつても事前に幅広い意見を把握できることで、後から対応に追われるリスクを減らすことにもつながります。町として、告知方法を工夫する考えはあるのかお伺いいたします。

議長（上野政男君） 生井総務部長。

（総務部長 生井好雄君登壇）

総務部長（生井好雄君） 議席番号5番、谷中理矩議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきます。

募集の告知方法について、幅広い町民に情報を届ける工夫を行う考えはあるか、このようなご質問でございます。工夫というものはしていかなければならぬものと認識をしているところでございます。

現状について申し上げますと、八千代町においては、平成27年の1月に八千代町パブリックコメントの手続に関する要綱、こちらを制定しまして、これに基づいてパブリックコメント実施マニュアルを策定し、パブリックコメントを実施している、このような状況にございます。各種計画等の策定をしたり、施策の指針を決定する際などに、町民

の皆様の意見を広く募集するよう、ホームページや広報紙などで周知を行い、期間を設けて意見を取りまとめて、提出されたご意見に対して回答を作成して、ホームページ上で公表をしている、このような状況でございます。この意見を提出していただく方法としましては、持参、また郵送、ファクスですとか、ホームページ上の意見提出フォームなどを基本としております。提出する際には、住所、氏名を明記していただく、このような形でお願いしているところでございます。これまでに行ったパブリックコメントにおいては、LINEですとかSNSなどの周知については実施をしていない、このようなケースが多くて、今後、その実施マニュアルを改定しまして、周知の方法の多様化、これを図っていくことで、町民の皆様に幅広く意見をいただく機会を増やしていく。このようなことを実施することによって、町政運営にプラスに働く可能性というのも十分あると認識をしているところでございます。

今後につきましては、多くの町民の皆様に意見を寄せていただけるように調査研究を進めまして、制度の改善を図ってまいりたい、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 5番、谷中理矩議員。

5番（谷中理矩君） ありがとうございます。

続きまして、次の質間に移りたいと思います。計画案に関して、やはりどうしても専門的な表現が多かったり、またボリューム自体がかなり大きなものになっております。どうしても町民にとって理解が難しい内容になりがちです。分かりにくい計画というのは、どうしても最後まで読むということも難しくて、なかなか結局は意見ができないような計画になってしまします。直近の、この質間に合わせてパブリックコメントの回答数、お答えできればお願いしたいのですけれども、かなり数が少ない状況にあるのかなと思っております。町民が理解しやすい形に工夫することで、町の方針をきちんと知ることができる。知らないまま何か情報を与えられるというよりかは、やはり理解しやすい、町が何をしようとするのかがしっかりと分かる環境が整いますので、町民にとっても自分が、町のこの計画どうなっているのか、実際計画づくりに参加しているような感覚、誇りであったり納得感というものが生まれてくるかと思います。

加えて、こういった分かりやすくするという工夫を行うことで職員も、後から誤解であったり、説明対応であったり、終わりにくくなって、結果的にはやはり合意形成をス

ムーズに進めやすくなると考えております。町として、伝え方、理解しやすさについて改善の考えがあるか、お聞かせください。併せて、直近のパブリックコメントの回答数のほうを部長のほうにお願いいたします。

議長（上野政男君） 生井総務部長。

（総務部長 生井好雄君登壇）

総務部長（生井好雄君） 谷中議員のご質問に答弁をさせていただきます。

直近のパブリックコメントの件数を先にお答えさせていただきたいと思います。令和6年度に行いましたパブリックコメントは6件行いました。このうち意見が寄せられたものにつきましては、八千代町学校の適正規模・適正配置に関する方針、これに対するもので、3人の方から10件の意見といいますか、それが寄せられていると。直近のもので申し上げますと、このような形になります。

それと、ご質問の専門的で難しい計画案を住民が理解しやすい形に改善していく考えはあるかということでございますけれども、こちらも改善をしていかなければならない認識はございます。現状について申し上げますと、町の計画書につきましては、専門用語がやはり多い部分がございます。確かに内容が分かりにくいという指摘があることも認識はしているところでございます。ほとんどの計画において行政用語が多く使われており、また計画に盛り込むべき情報というものも多く、国が求める要件を満たすことが規定される場合や複数の階層の構成、また長期的な視点、このようなものが求められることが多い。そのため、どうしても分かりにくい部分というものがあったり、あとは抽象的で、ページ数についても膨大になってしまうと、このようなこともあります。それと、計画の構成としまして、背景や課題など、説明事項が冒頭の部分を占めていて、何の計画がどういう内容なのかというポイントが分かりにくいというような、このようなご指摘もしかるべきものであると認識をしているところでございます。

改善する部分といたしましては、町民の皆様に分かりやすい形で示すことができるよう、冒頭にその計画のポイントを示す構成、また概要版など分かりやすくなるものを作成して要点を示すなど、様々に工夫を行って、町の施策に理解を深めていただく、このようなことが必要であると考えているところでございます。過去に策定した計画書では、概要版を作成して、そのイラストですか図表などを用いて使用して、視認性の高い形式や分かりやすい一覧形式の構成などを採用したものも幾つかございます。今後におきましては、各計画の策定に当たっては、町民の皆様に分かりやすい、何を目指し

ているものなのかはつきりと分かるような、具体性のある計画の策定を進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 5番、谷中理矩議員。

5番（谷中理矩君） ありがとうございます。やはりどうしても難しくなってしまうというところで、ぜひその辺、分かりやすいダイジェスト版であったり、可能であれば動画であったり、少しでも町民の皆様に伝わるような工夫を継続していただきたいと思っております。

次に、3つ目の質問になります。こちらパブリックコメントに対してのアンケートの併用というところになります。パブリックコメント自体は自由な意見を集めるには有効ではありますが、どうしても全体意見の抽出というよりかは一部の指摘というか、なるべく質の高いもの、同じような意見があつたりすると、それは集約として一つの意見のように捉えられるものかなと思っております。やはりパブリックコメントに対する捉え方としては指摘をいただく。一方で、町民の皆様がどのように考えているのかをつかんでいくに当たっては、やはりパブリックコメントだけではなくて無作為抽出によるアンケートを組み合わせることで、より幅広い町民の声を統計的に把握できるようになるかと思います。既にその計画策定に当たっては、アンケートの実施等はされているかと思うのですけれども、そちらに当たって、これをなるべく回数を増やすであつたり、小回りが利く形でアンケートを取っていく。これによって、限られた人の声だけが反映されるのではなくて、やはりあまり声を上げにくい、上げるのが得意ではない人。また、ふだん声を上げないけれども、やはり多数派の方、同様な意見を持っている方の意見をきちんと反映することにもつながります。職員の皆様にとっても、偏った意見だけではなくて町民全体の傾向というところをデータで見ることができると、実際この計画策定の根拠を説明しやすくなると思いますし、実際正当性というところを強めることができます。実際アンケートとなると、どうしても手間に感じてしまうところもあるかと思いますが、予算もかかるというところであると思いますが、先ほどおっしゃっていたＳＮＳでの活用、ウェブでのアンケート調査であつたりすれば比較的取りやすいかなと。どうしても若い世代のほうが答えやすくはなるかとは思うのですけれども、ある程度手間を抑えてアンケート的回答をもらえるかなと思います。実際、統計学的にも人口、八千代町、約2万で見たときに、大体2万に対して信頼性が95%ぐらいのアンケート結果をも

らおうとすると400も要らないですよね。300後半ぐらいの回答数があれば、実際それはおおむね95%の声を反映しているというものとして受け止めることができるので、ぜひそういうところを、今まで以上にまめなアンケート調査を取るということを検討する考えがあるか、お伺いいたします。部長にお願いします。

議長（上野政男君） 生井総務部長。

（総務部長 生井好雄君登壇）

総務部長（生井好雄君） 谷中議員のご質問に答弁をさせていただきます。

パブリックコメントについては、自由意見の収集、それと無作為抽出によるアンケート調査、これを併せて実施をして、アンケート調査については全体像の把握、このようなそれぞれの利点といいますか、役割といいますか、このような仕組みを合わせて取り入れていく、このような仕組みを使っていく考えはあるかというようなことでございますけれども、このやり方をしていくに当たっては、やはり十分な調査研究、このような対応が必要であるとまずは認識しているところでございます。各種計画ですとか方針決定の際に、計画案、方針案を作成して、これをお示ししてご意見をいただくというのがパブリックコメントでございますけれども、確かにパブリックコメントは自由に意見をいただく制度で一部の方の意見、このような性質は否めないところでございます。統計的に全体的な意見の集約という観点からは、各種計画の策定に当たって、計画案を作成する前の段階で町民の皆様を対象にアンケート調査を実施しているところでございます。統計的に全体の実態を捉えるため、偏りが生じないよう、無作為抽出によるアンケートを実施している例が、これまでの計画策定については多くなっている例がございます。この無作為のアンケートを実施している過去5年間の計画策定におきましても、21件の計画のうち、18件でアンケート調査というものは実施をしております。このうち、子ども・子育て支援事業計画ですとか、高齢者福祉計画などでは、それぞれの子育て家庭ですとか高齢者の世帯など対象者が特定される計画においては、その対象となる方の全数の調査というものを行っている、このような計画もございます。対象者が限定されない、広く町民全体の方が対象となる計画では無作為抽出の方法を取っている、このような状況でございます。町民の皆様にも様々な立場で多様なご意見があると思われますので、無作為に抽出した町民の皆様にご回答いただくアンケートは、全体的な意見の集約という意味で有効な手段であると認識をしているところでございます。

令和6年度に八千代町地方創生総合戦略を策定する際に、無作為抽出による町民アン

ケート、こちらを実施をいたしました。令和6年の9月から10月の間に16歳以上の町民の方を対象に、無作為抽出で3,000人にアンケート調査を実施いたしました。この際の回収率というのですか、回答率というのですか、これは31.8%、人数で申し上げますと953人、これだけの回答が集まっているところでございます。先ほど議員のご質問にございましたとおり、300後半、これ数字で言えばそれはクリアしているような状況で、回答率としていいほうのかなというふうには捉えているところでございます。

また、計画案を作成したものについてアンケートを実施して、町民の皆様の意見を集約する、このような手順においては、今まで町においては実施はしてきた例はないところでございます。

今後におきましては、先進事例なども含めまして調査研究を進めて、町民の皆様のご意見を町政運営に取り入れるため、アンケートやパブリックコメントなど様々な意見収集の方法を活用しまして、多くの町民の皆様の幅広い意見を反映させるよう取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 5番、谷中理矩議員。

5番（谷中理矩君） それでは、最後の質問、ぜひ町長に答弁お願いいいたします。

このようにアンケートであったり、パブリックコメントであったり、これも行政と町民との間でのコミュニケーションの一つかなと思っております。また、先ほど言ったように、過去の調査ですと900を超える回答数がアンケート調査で出てきた。900というのは相当な数で、ほぼほぼ町民意見を代弁しているものだと思って間違いないかなと私は感じています。ゆえに、さっき言った400もあれば、おおよその声を聞くことができると考えると、アンケート調査、そういった調査をふだんからやっていればやっているほど、それに対する手間というか、慣れているものに対してはやはりどんどんやりやすくなるかと思いますので、そうすることで手間も減ってきますし、まめな調査によって、それまでやってきた計画であったり、施策に対する検証ということができるかなと思っております。検証を繰り返していくことで、町としても、当町において大きな予算でどんどん何か進めていくというのはそう簡単にできるものではないですし、ゆえに小回りの利く町政運営というものができてくるのかなと思います。その辺りに関して、ぜひ町長からも一言いただけるとありがたいです。お願いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの谷中議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

アンケート調査、パブリックコメント、やっぱり方法が幾つかありますと、そして我々は、それを目的ごとに、どちらを選択するかというものを考えながらやっていくわけですが、結局考えますと、アンケート調査、統計的な分析を目的とする形に対してパブリックコメントの場合は、政策などを制定する際に、事前に皆さんに聞く。そして、その意見を反映させる、そこが違う。大きなところで言えば、目的はある程度同じところあるのですが、意見の公開の仕方が違うという形になると思います。アンケート調査は結果が集計され、結果的に公表しますが、個々の意見がそのまま公開されることは少ない。しかし、パブリックコメントのほうは、提出された意見とそれに対する行政側の考え方方が公開される、ここが大きく違うわけであります。そして、谷中議員が言われるように、多ければ多いほど、町民の皆さんの意見を吸い上げれば吸い上げる。いただければいただけるほど、自分たちのやっているその仕事に対して信頼性や、あるいは裏づけというものが担保されてくるということですから、我々行政に携わる者にとって皆さんの意見がある程度集約してくれて、背中を押してくれるというような方向に向かえばこれはいいと。しかし、一方で、逆に50対50ぐらいの結果が出たときに、それはどうするのだという形もあって、そこは政策決定に対しては、やはり責任者である私がそれは判断していくということになりますが、アンケートという方法も、大体漠然として全体の概要をつかむにはアンケートというのは有効であるというふうに思います。何%の方が反対している、何%の方が賛成して、これ大きい。しかし、パブリックコメントの場合は、谷中議員がおっしゃるように、聞いていることが理解できているのかと。町民の方が理解していただいているのかというのを、まずそこの努力も第1段階として必要になるというふうに思います。後になって、あんな面倒くさいもの答えられなかつたというような話にならないように、ここは細かくかみ碎いて、その上で町民の皆さんに、この政策に対してどうですかというような問い合わせをしないといけないというふうに思います。先ほど部長のほうからグラフを使ったりというような、そういう方法も示されました。それも一つであると思いますし、一昔前はよく、横文字を使うな、そういう形もございました。ただ、今は行政文書の中でもいろんな形の中で、まず1行に1つぐら

いは横文字が入ってくるという時代になっています。例えば税金で言えばインボイスなんていったって、インボイスといったやつを理解している人がどれだけいるのだという話も出ますし、いろいろ町民の方に我々が訴えたいことを、中身をきちんと伝える努力をした上でパブリックコメントをいただきたいというふうに思っています。大きな事業については、例えばこれから公民館の建て替えなんかについても、これはもちろんパブリックコメントというものをいただくことになると思います。その中で、町民の方がどのように考えているか、そういう個々の意見を聞くことができる。そして、それを政策に反映するというような形を取ってまいりたいと思います。ですから、形としては、アンケート調査とパブリックコメントの場合は、情報の公開の仕方が違ってくると。それをまずは認識していただくということと、我々は言葉の意味であるとか施策の内容であるというものをきちんと伝えた上で、そして正しいコメントをいただく。そのような努力の方向を示してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（上野政男君） 5番、谷中理矩議員、次に進んでください。

5番（谷中理矩君） 続きまして、次の質問のほうに移らせていただきます。

2つ目は、町公式LINEの活用による行政サービスの利便性向上についてお聞きします。町公式LINEですが、公式LINEの前に、LINE自体、皆様お聞きしたことがあるかと思います。実際多くの方がスマートフォンに入れて利用している状況であるのはほぼ間違いないかと思っております。今現在、国内のユーザー数も9,900万人いると言われていて、日本人の人口全体で見たときに、ほとんどカバーしていると言つても過言ではないサービスになっております。このLINEですが、進んでいる自治体においては、かなり進んだ活用がされています。茨城県の県西地域でLINEがどのように使われているかとかではなくて、今こそ先進自治体の研究をきちんとしていくことで、先日やっていただいたデジタル住民票であったり、近くでなくとも国内でとにかく進んでいる事例というところをきちんと見つけて、それがどのような仕組みで運用されていて、それをどのように持ってきたらいいか、そもそも当町でそれを活用するというところにきちんと効果があるかというところをしっかり検証した上で、当町で活用する、それが今やるべきことかなと思っております。今回、町公式LINEというのが、当初新型コロナウイルスがはやりまして、そこから予防接種を予約するというので町の公式LINEが整備されて、今それが現在も運用されている状況ではあります。ただ、それ

がおおよそ4年前ですかね、大分たちまして、今八千代町以外の自治体を見ますと、先ほど言ったように、大変便利な使われ方をしております。

質問1つ目に入りますが、町の公式LINEでは、今現在、開くと町のホームページであったり、そういった行政の情報へのリンク集として使われるという役割にどうしてもとどまってしまっている。リンク集というか、押すとホームページに飛んでいったりするというところです。やはり広報紙で見るとかホームページよりもLINEのほうが見やすい、使いやすいであったり、LINEで完結すれば便利だよねとか、そういった声も聞くことができます。LINEをやはり日常的に使っている町民の方というのは役場の窓口に行かなくても手元で情報を得られるということが大変大きなメリットにもなっています。それを考えますと、やはり現状のリンク集として使われるだけではなくて、町民の皆様が積極的に利用する動機につながるような取組というのを町としてどのように考えているのか、どのように捉えているのかお伺いいたします。

議長（上野政男君）　馬場秘書公室長。

（秘書公室長　馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君）　議席番号5番、谷中理矩議員の通告による一般質問にお答えいたします。

まず、本町の公式LINEについて、現状をどう捉えているのかというご質問でございますが、現在行政が運営をしております公式LINEにつきましては、その目的により様々な役割を担っていると考えてございます。本町のLINE公式アカウントにつきましては、議員のご質問にもありましたとおり、令和4年に新型コロナワクチン接種のオンライン予約を受け付けるために運用を開始したという経緯がございます。その後、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類となりまして、緊急事態宣言が解除される少し前からほかのSNSに加えて、若い年代の方、また幅広い年代の方が利用しているLINEによる町公式アカウントの活用を図るために、複数の行政サービスやそれぞれの部署の情報を集約して、町民の方に効率的に情報を提供するためのポータルサイトのような役割を持たせるよう運用を切り替えたところでございます。

このような流れから、現在は、町からの情報提供や発信を主としてサイトの運用を行っております。議員がご指摘したように、リンク集として町のホームページに飛ぶような運用を行っておりますけれども、今後はどのようにすれば見てもらえるのか、また分かりやすい情報発信をどのようにしていくのか創意工夫を日々協議している状況でござ

ざいますので、今後こういう工夫をしながら運用を改善していきたいと考えております。

今、ホームページに飛ぶだけではなくてLINE上でもある程度情報が分かるような工夫を、そこでこの前の期日前の投票を呼びかけて、そういうお知らせもできるよう今改善をしているところでございますけれども、今後につきましても、リンク集だけではなくてLINEの活用を進めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 5番、谷中理矩議員。

5番（谷中理矩君） ありがとうございます。LINE上で情報発信だったり、かなり私のスマートフォンの中にも通知がよく鳴るようになっていまして、いろいろな情報発信見させていただいております。逆にこちらから、行政サービスのこういう手続が主体であったり、そういうところをLINEを開くことで、LINEの中だけで完結できるようになると、さらに利便性が高まるかと思いますので、それに関してちょっと質問させていただきます。

LINEで完結することが、例えばこういった証明書を発行してほしいというものをLINE上で予約まで完結できる。あとは身分証を持って窓口に行くだけであったり、それ以外に、例えばこのごみってどう捨てたらいいのというのをチャットで送ると、これこれはこういうふうに捨ててくださいとか、最近はやりのリチウムイオンバッテリーの処分の仕方とか、そういったところも職員の方が対応するのではなくて、例えばAIのチャットボットであったり、あとLINEについているミニアプリといったものを活用することで、町民が役場に行かなくても済んでしまう。仮に、日中忙しくて窓口やっているときに行けないけれども、夜間とか休日でもそういう申請がある程度できるであったり、若い世代とか子育て世代はどうしても、今言ったように、日中に行きづらいという方でも手続ができるという利便性を得ることができるかと思います。こういったサービスというのはやはり町民にとっても行政が、LINE越しのどこか遠くではなくてやはり日常に寄り添っているような、そういう実感も、実際LINEというサービスはほぼ毎日、1回以上皆さん使っているのは間違いないのかなとは思っています、皆さんのが使っているサービスを通して八千代町という行政の窓口にもつながることができると思うことは、本にある意味町民の皆さん日常に寄り添っているとも言えるようなことかと思っております。また、職員の皆さんにとっても窓口対応であったり、電話対応であったり、そういったところの件数が少しでも減らすことができる。それ以

外の業務のほうに集中できるようになるというようなメリットがあるかと思います。こういった町として新たな機能、いわゆるチャットボットであったり、そういったものを活用してのLINEで手続が完結できるようなサービスを目指すことについてどう検討しているか、回答お願ひいたします。

議長（上野政男君）　馬場秘書公室長。

（秘書公室長　馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君）　ただいまの谷中議員のご質問にお答えをいたします。

チャットボットやミニアプリを活用した、行政手続完結型のサービスについてということです。こちらAIの活用も含めまして、今後デジタル化の流れの中で、町民の方が便利に使えるようにすることは大変重要な課題であると認識をしているところでございます。近年は、行政区未加入者の増加もありまして、行政情報をどのように町民の方に発信していくか、これも課題の一つであると認識をしております。町からの情報発信の効果を高めるためには、LINEの登録者数を増やすことが必要となってまいります。町民の方にとって有益性の高いツールとすることが登録者数の増加にも直結するのではないかと考えているところでございます。神奈川県座間市の事例を見ますと、行政手続のオンライン化を図るために、LINE公式アカウントに多くの手続を載せたことによって登録者も増えたというような事例もあるようでございます。単に情報発信するだけではなく、行政手続の利便性向上を図るため、また町民の方とのコミュニケーションを図る上でも、チャットボットやミニアプリなどを活用した手続完結型サービスへの拡張は、今後ますます必要になってくる機能であると考えております。

参考までに申し上げますと、現在、オンラインによる行政手続というのがございまして、茨城電子申請届出サービスというものがございます。こちらで今、当町におきましては、申請可能な手続が34ございます。現在のところはまだちょっと利用率が低くて、中には妊娠の届出などヒアリングが必要で、オンラインだけでは手續が完結できないものもございますが、今後、LINEも含め、もっと手軽に利用できるシステムの構築、また広報活動、PR、こちらが必要であると考えてございます。LINEの登録者数を進めていくことと利便性を図ること、今後の課題であると認識をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君）　5番、谷中理矩議員。

5番（谷中理矩君）　ありがとうございます。他市事例のほうも、リサーチありがとうございます。

ございます。ほかの自治体もそうかと思うのですけれども、よく使う手続なんかを一気にLINE上でできるようにして登録者を増やすというところもありますし、実際当町においては、すぐにどんとやるというのはやはり大変かなとも思います。ただ、一方で、町民の皆さんのが特に使うような、窓口で聞くような、そういうった町民の生活に直結する機能から段階的にLINEを拡充していくというところが一番当町においてはやりやすいような気がしております。また、実際、町民の皆さんにとっても、よく気になっていいるところ、困っていたところというところから改善された、八千代のLINEが便利になったねというふうに言ってもらえることにもつながるかなとも思います。実際、具体的に言いますと、やっぱり窓口負担の大きい業務から順次取り組んでいくことで、その導入効果といったところを確認しながら、段階的に広げやすくなっていくかと思います。

本町としても、どのように例えれば段階的に進めていくとか、そういった導入の、このように進めていったらいいのではないかみたいなところをもしあればお伺いいたします。

議長（上野政男君）　馬場秘書公室長。

（秘書公室長　馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君）　谷中議員のご質問にお答えいたします。

段階的に導入を進める考えはあるのかということでございますが、町公式LINEの活用による行政サービスの向上につきましては、先ほども申しましたように今後の重要課題であると認識をしております。今後につきましては、議員がおっしゃるような座間市や矢板市などの先進事例などを参考に調査検討を進めまして、段階的に導入をしていきたいと考えております。また、やはり優先課題は窓口業務であろうと思いますので、そういう全庁的な体制を整えながら、段階的に進めていきたいと考えております。また、導入に当たりましては、交付金の活用など、財源の課題も検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君）　5番、谷中理矩議員。

5番（谷中理矩君）　細かいところに行ってしまうのですけれども、段階的導入をするに当たって、実際行政サービスのどういったところから優先順位をつけてやっていくべきか、先ほど窓口業務等ありました。窓口業務の中でも、実際こういった業務であったり、具体的なところがあればお答えいただきたいと思います。

議長（上野政男君）　馬場秘書公室長。

(秘書公室長 馬場俊明君登壇)

秘書公室長（馬場俊明君） 谷中議員のご質問にお答えをいたします。

4番目の優先して取り組むべきサービスということでお答えをさせていただければと思うのですが、先ほど窓口業務ということもちょっと触れましたので、その辺もちょっとお答えをしたいとは思うのですけれども、先ほども言いましたように、オンラインの手続、これの導入につきましては、役場庁舎全体での取組となるかと思います。そのために、庁舎内での連携体制が大きな課題となります。段階的にということでございますが、DX、デジタルトランスフォーメーション推進計画というのは、町で令和6年度につくりましたので、計画と併せて、計画的に進めていくべきかなと考えております。その中で、AIの活用なども今後の課題ではあると思うのですが、具体的に言うと、ごみの問題ですかとか、あと水道の加入の手續ですかとか、そういうものがあったり、また福祉の手續、そういうのもあろうかと思っております。

また、LINEで発信する、最優先というか、課題としては、安全安心で、防災情報ですね、現在もLINEで発信はしているのですけれども、もっと分かりやすい情報発信ですね。先ほども言いましたように、LINEの登録者数が増えないと、やはりそれだけでは駄目なので、防災情報、さらに子育て情報、子育てアプリというのもあるのですけれども、そういうものも少し拡充をしながらLINEで配信をしていかなければいいのではないかということも考えてございます。

いずれにしましても、優先順位などにつきましても、システム関連企業との打合せを行なながら、役場庁内、特に窓口関係部署と協議調整を行いながら、チャットボットの導入などは提供していきたい課題であると考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 5番、谷中理矩議員。

5番（谷中理矩君） ありがとうございます。

最後に、町長に答弁お願いしたいと思います。やはりLINEというふだん皆さんが高い日常的に使っているサービスを行政サービスとしてきちんと使いやすくすることで、町民の皆さんの暮らしに寄り添う、そういう言い方もできるのですけれども、やはり八千代町に移住定住で移ってきた人であったり、ふだんあまり八千代の行政サービスになじみのない人がそのLINEに触れたときに、今までのホームページにどんどん、どん

どん飛ばしていく形ではなくて、やはりLINE上である程度やり取りができる。LINEでAIなりチャットボットとやり取りをしながら、次はこういうことをしてください、次の選択肢はどれですかみたいなところで完結ができるというのは、全国的に見ても多くの自治体ができているとは言い難いわけで、実際八千代町でそれができるとなると、ある程度デジタルに関しては、この町は明るい自治体なのだと、そういう評価もいただけかなと思います。その辺、野村町長がどの程度LINEを扱うかはまだよく分からぬのですけれども、LINEの今後の当町での活用の仕方、概論というか、おおむね何かお答えいただけたらと思います。お願ひします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま谷中議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、LINEの普及の中なのですが、2年前でさえもう日本の世帯の90.6%ですか、もうスマホが普及しているという中で、このスマホの利用というものはこれから大事なことになるのではないかというふうに思っています。

そして、各議員さんの質問の中でもお答えしましたが、やっぱりこの農村地帯である八千代町においては、都市機能というものは脆弱である。それとともに、情報の発信、あるいは受ける、それについてのシステム等がまだまだ脆弱であろうなというふうな中において、LINEという一つの武器があることによって様々な取組が考えられるなというふうに思っています。

私としては、今秘書公室長の話の中で1つ抜けていたやつお話をさせていただきますと、まずスマホの使い方からみんなで勉強したほうがいいのではないかな。その中でLINEの取扱いなんかもやったほうがいいということで、私は職員のほうにも、早くスマホ講習会、LINE講習会を計画しましようということを言っていたのですが、いよいよ今度はできるという見込みが立ちましたので、早いうちに町民の皆さんを対象としたLINE講習会、スマホ講習会、これを実現していきたいと思います。まずは、その基本操作について覚えていただく。その中で、この行政サービスというものにつながっていくわけですが、やはり谷中議員が先ほど言ったように、単なるホームページにつながるというのではなくて、LINEの中で掘り下げていって完結するというのは、やっぱり使用者にとって一番便利だろうな。そこに例えばAIなんかの機能が入って

ぐると、いろんなもの、自分が知りたいことに対しての編集ができる、八千代町の場合は、こういう手続の場合は町民課に行って、どこでこういうことをやってもらうと分かりますよと完結するというのが大事であると思います。今私が考えている中で、一番町民の方が情報として利用されているのは相続であると思います。例えばお父さんがお亡くなりになった場合において、ではその手続はどうするのだ、年金の手續はどうするのだ、国民健康保険の手續はどうするのだ、銀行の手續はどうする、そういったことも知りたいなというふうに思っています。サービスの提供の中で、やっぱり主に手続を含めたもの、申請手續ですよね、この辺りが先行する形になるのではないかというふうに思っています。相続、土地の所有権の問題、あるいは広報やちょといいうものもいいのだろうなというふうに思っています。というのは、最近、どうも紙の広報を読んでくれる人がちょっと少なくなっているなど。新聞ではないですけれども、そういうところがある、だったらスマホについてはもう誰もが四六時中、食事をする最中だろうが、寝る前だろうが、何でも皆さん使っているわけですから、その中で対応もできるのではないかというふうに思っていますので、皆さんに大いに利用していただきたいということを考えておりますが、その中でこちらの情報発信したものに対して、受け手のほうである町民の方が満足いただけるような流れで自分の知りたいものにたどり着く、そこまでつくつていかないと期待外れのものになってしまい、という思いがしています。多くの皆さんの期待に応えるためには、やっぱり自分で画面を開いていく、最後には結論が出る。ここへやればいいのかと。ここまでやれば自分の疑問に思ったことは解決できるのだなと。そういうところまでたどり着くというのは、魅力ある情報提供、情報機器の利用の仕方になるのではないかというふうに思っています。

いずれにしても、都市機能の脆弱さを抱える八千代町にとっては大変な武器になるというふうなこともありますし、あと何年もしないうちに必ずそういうものは自治体に取り入れられる。八千代町としては先行して研究していくみたいというふうに考えております。

以上です。

議長（上野政男君） 5番、谷中理矩議員。

5番（谷中理矩君） ありがとうございました。最初の質問のパブリックコメント、アンケート、町民の方の声を聞いて、それを形にするというところの距離を少しでも縮め

ていただいたて、町政運営していただけたらと思います。

また、LINEに関しても、やはり八千代町のLINEのトークが、例えば子どもであったり、孫であったりといったトークのすぐそばに並んでいるような状態。割と家族とのトークのすぐ近くに八千代町がいるというだけで、そのトークがあるだけでやはり行政が身近になるようには思います。ぜひその辺全体的に進めていただけたらと思います。ありがとうございました。

議長（上野政男君） 以上で5番、谷中議員の質問を終わります。

ここで、答弁関係課長の入場を許可をいたします。

次に、7番、増田光利議員の質問を許します。

なお、増田光利議員より事前に参考資料の議場モニターへの投影要請がありましたので、これを許可をいたします。

7番、増田光利議員。

（7番 増田光利君登壇）

7番（増田光利君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

大きくは、ごみ投棄問題と、所有者不明土地と相続登記の申請義務化についての2点について質問します。

初めに、ごみ投棄問題について質問します。7月の議会定例会で、平塚の民有地へのごみ投棄問題が話題になりました。質問の前に、現場の写真を撮ってきましたので、見ていただきます。写真をお願いします。場所は、平塚地内の建具屋店の丁字路信号機から七、八十メートル南側の境町に向かう県道の右側です。これは、左側から撮っている写真です。比較しやすいように、人が立っています。看板には、塀の高さ規定が3.5メートルと表示しております。県の許可表示が貼ってあります。

次の写真をお願いします。入り口と同じ場所の右側と左側から撮影した写真です。続けて、近所にもう一か所ごみ投棄されている場所があります。

次の写真をお願いします。これは、天王木番田農村集落センターの映像ですけれども、場所を特定するために目印として写真撮影しました。

次の画面お願いしたいと思います。この天王木番田農村集落センターの後ろ側がごみ処理になっております。裏手、西側から見た映像です。

もう一点がございます。写真お願いします。これ先ほどの農村集落センターの裏手か

ら西側を撮った写真です。これ見たとおり、フレコン詰めしたごみが投棄してあります。この2枚は、同じ場所の東側からと西側から撮影したものです。近隣の住民の声は、ごみから漏れたものが地下水を通じて影響が出てくるのではと不安視していると聞きます。

次に、同じようなごみ投棄の問題が若地区の国道125号線沿いのたびやプロパン店から苦情を相談されました。同様に現場写真を見ていただきます。写真お願いします。これたびやさんの写真なのですけれども、右側の網になっているところ、そこにごみが持ち込まれているということで、内容は、店の西側の幅六、七メートルぐらいの道路を挟んで隣接する民有地が貸し出された模様です。そこに突然、写真にあるように、民有地の境にビニールシートの壁が三、四メートルの高さに張り巡らされています。その後、夜間にごみが搬入されまして、ふだんは写真のとおり、入り口は扉が下がっていて中身が分からない状態なのですけれども、搬入されたごみの内容が分かったのは、突風が吹いた翌日に、その敷地内からと見られる畳が十二、三枚ほど道路に吹き飛ばされた状況で散乱していたことで分かったそうです。時間がたつと腐ったような異臭がし始めたため、役場にも相談。近所の人も異臭がひどいと言っております。まず、県でも視察に来ましたが、問題ないと言うばかりで、処置に困っているという相談でした。何とかならないかということで、先日の9月5日の大雨後、林地から茶色い水たまりができると緊急に連絡がありましたので、ちょっと分かりにくいのですけれども、次の写真お願いしたいと思います。指を差しているところに茶色くなっていますよね。それは隣の家の畳がぶつぶつであるわけなのですけれども、そこから出てきた水だということで、非常にたびやさんも心配しているわけなのですけれども、やっぱり心配している住民の声というのを大切にしなければいけないのではないかなと思います。

環境課では、この2つの件についてどのような解決策を考えているのか伺います。今回の若地区も平塚地区の件も、住宅地に隣接していることで、ごみを放置すると悪臭や地下水への浸透など、平穏な住環境が保てなくなります。

質問します。環境課に寄せられているごみ投棄問題を抱えている地域、個人からの苦情件数は、過去3年間について何件あったのか伺います。

次に、ごみ投棄の対策として、民有地へのごみ搬入、投棄を防ぐための条例は既にありますと聞きました。町として、どのような対策を考えているのか伺います。

茨城県内の不法投棄の発生件数は、近年減少傾向が続いていましたが、ゲリラ投棄の多発とともに増加傾向にあることが分かっています。今起こっている民有地へのごみ搬

入をこれ以上放置していると、ごみ搬入に甘い町として、さらに増えかねません。町としての環境悪化につながるだけでなく、搬入されたごみの処置を代執行するにしても、搬入者が処置費を出さないため執行が難しく、そのまま放置状態になる例が多く、捨て得になることが予測されます。ごみ搬入の逃げ得を許さない規制が必要ではないかと思います。

次に、土地所有者に広報紙等で不当投棄につながる状況を説明し、粘り強く土地の売買に警告していただくよう提案します。不法ごみの搬入を規制する方法は、基本的には土地を貸さない、売買しないということが大切です。しかし、町が市有地の売買規制をすることは事実上難しいと思います。しかし、今まで以上に土地の所有者に土地の売買や貸すことは、不法ごみ廃棄の温床になることを理解してもらえるよう啓発すべきだと思います。取組について伺います。

次に、2項目めの所有者不明土地について質問します。八千代町の所有者不明土地の件数、面積。面積については、総面積との比率も伺います。所有者不明土地の発生は、年々深刻化しています。全国的には、国交省全国調査から見ますと、原因は相続登記がされないことが61%、住所変更登記の未了が35%です。なぜ所有者不明土地に取り組む必要があるかと言えば、さきの1項目めで質問したごみ投棄問題に直結すると予測するからです。同じく世帯の保有する空き地の面積は、この10年で2倍以上に増加していることが分かっています。これは、国土交通省、2025年4月1日のガイドラインから引用しました。空き地が適正に管理されない場合、雑草の繁茂、ごみ等の投棄、害虫の発生、景観の悪化等、周辺への悪影響が懸念されます。

次に、空き地の把握はしているのか伺います。国の調査でも、空き地の定義がはっきりしていません。調査している場合は、件数、面積等を伺います。国の調査結果では、空き地は約6割が65歳以上の世帯によって保有されています。今後の人口動態を考えれば、相続等により一層の空き地の増加が見込まれる状況です。この国の調査から、八千代町の今後の住環境の将来像を見れば、一層の高齢化率が進み、それが高齢者世帯、一人暮らしの増加になり、空き家及び空き地の増加、所有者不明土地の増加へと連鎖的に悪化することを示唆しています。

次に、不動産の相続登記が義務となって1年がたちました。来年4月からは、所有者の住所や氏名が変わったときの変更登記も義務となります。所有者不明土地を減らすためです。登記自体は、町が関与するわけではありませんが、相続登記の制度変更への理

解が進んでいない状況では、所有者不明土地を減らす趣旨から、町としても広報活動に取り組む必要がある大切なことです。どのように考えているのか伺います。

登記は、自分が相続したと知つてから3年以内に申請しなければなりません。正当な理由なく怠ると10万円以下の過料が科される可能性があると言います。本来は国が主体的に取り組むべきですけれども、住民にもきめ細かく伝えていただき、町の環境に役立てていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。再質問を予定していませんので、以上でよろしく答弁をお願いしたいと思います。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 議席番号7番、増田光利議員からの通告による一般質問にお答えします。

まず、1項目め、ごみ投棄問題についてお答えします。まず初めに、八千代町におけるごみ投棄問題に対する基本的な対応策を申し上げます。ごみの不法投棄は、廃棄物処理法により禁止されている重大な犯罪行為となっております。住民の方から役場に対し不法投棄が疑われる行為や投棄物を見つけた旨の通報があった際には、まず担当課であります環境対策課において、現地を確認します。結果、産業廃棄物であることが確認された場合は、町から県の担当部局へ通報し、その後は県が主体となり、現地立入調査指導を実施しております。その結果、行為者が特定できた場合には、必要に応じ警察の捜査を経た上で、行為者に対し適正に処理をするよう指導をしております。また、不法投棄は確認できたが、行為者が特定できない場合には、土地の所有者に対し、投棄されたごみの管理、処分をお願いしているところでございます。

続きまして、不法投棄の未然防止対策といったしましては、耕作放棄地や山林等の所有者に対し、不法投棄禁止の看板を配布しております。また、茨城県が運用しております、スマートフォンの位置情報を利用し、リアルタイムで不法投棄の通報ができるアプリ、名称ピリカと申しますが、こちらについて広報紙や町ホームページに情報を掲載することにより、町民の皆様に対し、活用の推進活動を行っております。併せて、現在進行中と思われる現場に対しましては、監視カメラを設置し、定点観測を行うことにより、現場の動きに対する監視の強化を進めております。さらに、住民による監視体制の強化を図るため、各行政区の副区長さんに産業廃棄物不法投棄監視員を委嘱し、行政区画内の不

法投棄への注意を払っていただいているところでございます。また、併せて、町職員によるパトロールを日常的に実施しております。

以上を踏まえまして、先ほど増田議員から画像として映し出された件は町でも把握しております。1件目は、県の許可が下りていますので、県の許可の下にちゃんと運営されているかどうかの確認は町でも行っております。2件目に関しましても、定期的に町職員が現地に入りまして、フレコンバックの中身の確認等を行っております。3件目、若の件に関しては、ちょうど昨日ですか、県の職員が現地に入りまして、なかなか行為者に連絡つかないものですので、地権者、土地の所有者に対し、指導を行ったところでございます。

それでは、議員の質問1点目、過去3年間のごみ投棄に関する苦情の件数についてお答えします。町に連絡のありました不法投棄の件数、令和4年度が16件、令和5年度が13件、令和6年度が12件でございました。

また、2点目の民有地へのごみ搬入を防ぐための条例規則についてですが、ごみを不法投棄した場合には、上位法であります廃棄物処理法第16条で、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と定めており、違反した場合には罰則を科せられます。

なお、町の条例につきましても、八千代町環境保全に関する条例がございます。内容といたしましては、不法投棄の禁止等、町民が健康でかつ安全な生活を営むための良好な環境の保全を目的とした内容となっております。

続きまして、3点目、民有地の売買がごみ投棄に結びつかないようにするための広報活動の強化についてでございますが、現在、町ホームページや広報紙等で、土地の所有者に対しまして、実際に廃棄物を不法投棄されてしまった事例を掲載し、安易に土地を貸したり売ったりしないよう注意喚起をしておるところでございます。

今後におきましても、土地の適正管理を促す広報活動を続けるとともに、パトロールの強化など、不法投棄を未然に防止できるよう努めてまいります。

続きまして、議員質問の2項目め、所有者不明土地と相続登記の申請義務化についてお答えします。まず初めに、1点目、所有者不明土地の件数、面積と総面積との比率についてでございますが、所有者不明土地とは、不動産登記簿等を参照しても所有者が判明しない土地、また所有者が判明していても所有者に連絡が取れない土地のことを申します。

状況についてでございますが、地籍調査事業を基にしたものになりますが、不動産登

記簿で確認できない全国の所有不明土地の率ですが、平成28年度で20%、令和4年度で24%という数値が示されております。これは全国的なものです。この数値は増加傾向にあり、背景としましては、人口の減少、高齢化の進行、そして都市部への人口集中といった社会構造の変化が進んでいることが挙げられます。現時点では当町において町内の土地を対象としたこうした調査は実施してございませんので、明確な数字は把握してございませんが、当町におきましても状況は同様であると推察しております。議員ご指摘のとおり、所有者不明の空き地は、ごみの不法投棄など、地域に悪影響を及ぼす懸念がございますので、未然防止となる取組の検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、2点目、空き地の把握についてお答えします。空き地とは、一般に住宅や農地などで利用されず放置されている土地のことをいいますが、その利用頻度や状態から空き地であるかどうかを判断することは非常に困難であります。しかしながら、空き地に限定はできませんが、管理が行き届いていないことが原因による草木の繁茂やごみの不法投棄等の苦情は多数寄せられております。直近3年間の件数を申し上げますと、令和4年度が106件、令和5年度が198件、令和6年度が192件となっております。町の対応といたしましては、苦情が寄せられると現地調査により状況を確認し、管理不全の状態と認められれば地権者の調査を進め、関係者等に適正管理の通知書を発送し、改善を促しております。今後につきましても、より適切かつスピード感を持って対応していきたいと考えております。

続きまして、3点目、相続登記義務についての広報活動の強化につきましてお答えします。相続登記申請の義務化は、不動産登記法の改正により、令和6年4月1日から制度化されました。この制度の内容といたしましては、相続人が不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に登記申請をすることが法律上義務化されたもので、正当な理由なく手続を怠ると10万円以下の過料の適用対象となるというものです。

当町における広報活動といたしましては、水戸地方法務局からの依頼を受けて、年度初めに郵送します固定資産税の納税通知書、約1万2,000通に啓発用のリーフレットを同封しております。リーフレットの内容といたしましては、相続登記が義務化されたこと、登記しないことのデメリットや登記することのメリット、要らない土地を相続した際の救済制度である国庫帰属制度についてのことが掲載されております。

今後につきましては、町広報紙や公式ホームページ、SNSなどの広報媒体を活用するとともに、効果的な周知方法について検討を進め、所有者不明土地問題の解消に向け

て取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。議員各位のご理解のほどよろしくお願いします。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの増田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私への質問は、1番目のごみ投棄問題についてのところになろうかと思います。最初の件数については、部長の答弁のとおりでございます。

町有地へのごみ搬入を防ぐための条例規制提案について、これは上位法の範囲内で市町村は法律を定めることができますと、このようになっておりますが、環境保全条例というものがあると。そこは年数がたって不備があるならば、そこに新たな項目を付け加えていくという形が理想的ではないかなというふうに思っています。

全体としてごみ投棄問題に対して言えることは、本当に並々ならぬ決意を持って臨まないと、とてもではないけれども、止まらない。そして、それはなぜかというと、所有者が許した限りにおいては警察もなかなか動くことはできない、これは一つあります。また、表立って問題が出たときには既にお金の取引が済んでいる。これは私の職員時代の経験から、それは言えます。そして、相手は、いつ何どきに搬入すれば、役所は出でこない、そういう情報まで拡散している。そういう相手に対して普通の対応では、とてもではないけれども、このごみ問題というのは解決しないというふうに思います。

そして、先ほど部長からあったように、ここ3年の数字を見ますと、年々減ってはいるものの、10件、2桁の件数があるわけですから、これはゆゆしき問題であるなというふうに思っています。不退転の決意を持って臨まないと、この問題については解決しない。そして、八千代町においては、平たんで農地が多い。そして、空き地、空き家が多くなっているということから狙われやすくなっているのは、これは警察の情報のとおりでございます。ヤードに対するつくらせない条例なんかも決めましたが、今後は相手とのどのような、いわゆる戦いになるか分かりませんが、これは止めていかなければならない。

そして、ごみ投棄問題について、所有者不明土地と相続登記の申請義務化につきましては、これ担当部長からありました。ごみの不法投棄につきましては、不法投棄されないよう土地所有者に適正管理の徹底をお願いするとともに、茨城県や県警と連絡を密に

して不法投棄防止の推進、これを強力に進めていく必要があるのではなかろうかというふうに思っています。行政の姿勢、これが問題にならうかと思います。パトロールの強化もありますし、付近の住民の皆さんへの聞き取りというものもあるらうかと思います。増田さんの写真にあったとおり、雨の日に中からえたいの知れないものが流れている。そういうことになりますと、農業の町に大きなダメージを与えるということになりますので、これは徹底した対策を取る必要があるというふうに思っています。1度松本地内でも少しあったわけですが、あれについてはガードレールというもので対抗いたしました。町道をガードレールで止めまして、それで相手を撤退させたという形があります。一度始まってしまうと、なかなか止まらない。これは相手も食べるためるためにやっていると思われますので、必死でありますので、こちらも必死の覚悟で臨まないと、これは止めることはできないというふうに思っています。町民の皆様にも、ぜひこの甘い言葉には乗らないでおきたい。後で撤去するといつても、まず撤去なんかあり得ない。そういうことを徹底した情報を行政側から町民の皆様に、こういう手には乗らないでください、そういうものを広報活動としてやっていきたいと思います。そして、町民の皆様にはその手は食わないでいただきたい、それを徹底していただきたい。それが今時点において私のほうから答弁できるごみ投棄問題に対する対応という形になります。

以上でございます。

議長（上野政男君） 再質問ありませんね。

（「はい。以上で終わりにします」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 以上で7番、増田光利議員の質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

議長（上野政男君） 次会は、明日午前9時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会といたします。

（午後 3時48分）